

日本語教育の更なる充実のための
新たな日本語教育法案における
関係省庁との連携促進について

令和4年12月

日本語教育推進会議

目次

1 背景・目的等	1
(1) 背景	1
(2) 新たな日本語教育法案の実現に向けて	1
① 日本語教育機関の水準の維持向上を図る「認定日本語教育機関」の制度創設	1
② 日本語教師の新たな資格制度	2
③ 新たな資格制度の実現に向けた取組の推進	3
2 関係省庁との連携協力による制度の活用促進に関する取組	4
(1) 「留学」関係	4
(2) 教育関係	5
(3) 「就労」「生活」関係	6
3 制度実現に向けた基盤整備	9
4 政府における一体的かつ効果的な推進	9
日本語教育推進会議の設置について	14
参考資料	16

日本語教育の更なる充実のための 新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について

日本語教育推進会議

1 背景・目的等

(1) 背景

我が国の在留外国人は、令和4年6月末で約296万人となり、コロナ禍で一時的に減少したが、入国制限が緩和され、今後、更に日本語学習希望者も増加することが見込まれる¹。

一方で、日本語教師等指導者については、約4万人前後の横ばい傾向が続き、約5割以上がボランティアとなるなど日本語教育の専門人材の不足など指導体制は非常に厳しい状況にある。また、質が担保された日本語教育機関の情報が得られないこと²などが地方自治体、産業界からも指摘されている。地域の日本語教育については、日本語教育機関が無い市区町村(いわゆる空白地域)が令和3年度で46%となっている³。外国人の未就学のこどもや、児童生徒が指導を受けるために必要な日本語学習支援者等が十分ではないとの指摘が各界から寄せられた。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する法律」⁴(以下、推進法という。)に明記された新たな制度創設に向けた検討に当たり、関係省庁の連携協力により、日本語学習を希望する留学生、就労者、生活者、未就学のこども、児童生徒、難民・避難民を含めた外国人等が日本語を学ぶ機会を充実させるとともに、地域における多文化共生社会を実現するため、日本語教育推進会議⁵として、今後、以下の対応策に取り組むこととする。

(2) 新たな日本語教育法案の実現に向けて

①日本語教育機関の水準の維持向上を図る「認定日本語教育機関」の制度創設

日本語教育推進法(附則第二条)を踏まえ、我が国で日本語学習を希望する外国人のニーズを踏まえた日本語教育機関の水準の維持・向上を図るため、一定の教育の質を確保する要件を満たす機関を国が認定する「認定日本語教育機関」として、次のような新たな制度を創設する。

¹ 関連データ (参考資料 p17-22)

² 日本語教育の課題 (参考資料 p23)

³ 日本語教育の空白地域 (参考資料 p38,39)

⁴ 日本語教育の推進に関する法律【概要】(参考資料 p24)

⁵ 日本語教育推進会議 (参考資料 p25)

(認定の目的)

- 我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望や置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、文部科学大臣の認定を受けることとする⁶。

(認定日本語教育機関の多言語情報発信等)

- 国は、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等を活用して公表し、国内外の学習者や関係者が、一定の教育の質が保証された日本語教育機関を選択できるような環境を整備する。また、認定を受けた教育課程を置く日本語教育機関は、生徒募集の広告等に国が定める表示を付することができることとする。

(外国人等に係る出入国管理、労働その他の関連施策等との協力等)

- 推進法を踏まえ、日本語学習を希望する外国人が、認定を受けた日本語教育機関の情報を得られるよう、日本語教育に関わる関係省庁が連携協力し、留学生関係機関、地方公共団体の外国人総合相談や就労に係る相談・情報提供を行う関係機関、国際交流団体、事業者、経済団体、関係者に広く周知するような仕組みを構築する。
その仕組みを通して留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された認定を受けた日本語教育機関や、後述の登録日本語教員の活用を促進する。

(認定日本語教育機関の継続的な質の保証・改善)

- 認定を受けた日本語教育機関は自己点検や情報公表に継続的に行うとともに、国は、認定後も教育の水準が維持されるよう、認定を受けた日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し定期報告を求め、課題が認められ必要な場合には、指導改善を求めるとともに、必要な勧告及び命令、認定の取り消しまでの段階的な是正措置を講ずることなどを検討する。

② 日本語教師の新たな資格制度

推進法（第二十一条）を踏まえ、国内における日本語教師の資格の整備及びその他必要な施策に関する次のような新たな制度を創設する。

⁶ 文化庁有識者会議においては、認定機関における日本語教育プログラムについては、これまで実績のある「留学」（B2 相当以上）とともに、「生活」「就労」が「日本語教育の参照枠」で示す自立した言語使用者として最低限必要な習得レベル（B1 相当）以上の内容を提供するものを評価することなどを検討することが指摘されている（参考資料 p26 参照）。

(日本語教師の能力等を証明する「登録日本語教員」制度創設)

- 日本語教師の処遇改善や社会的認知を高め活躍できるよう、国が実施する試験に合格し、実践的な研修を修了した者が国の登録を受け、教師自らのキャリアを社会に証明できるよう、新たな資格制度を創設する。一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師が、国に登録した「登録日本語教員」として、専門人材の資格として国の登録を得て社会に証明できるよう法的効果を持つものとして検討を行う。
- 「登録日本語教員」となることを希望する者は、必要な知識及び技能について国が行う試験に合格し、かつ、必要な実践的な能力を身に付けさせるために行う実践的な研修を修了することで、国の登録を受けることができることとする。国の登録を受けた日本語教師養成機関の課程を修了した者は、試験の一部を免除することができることとする。
前述の認定日本語教育機関においては、一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師として国に登録された「登録日本語教員」を配置する。

(経過措置の検討)

- 資格化に当たり、現状や社会環境などを踏まえた検討が必要であり、十分な移行期間とともに、現職日本語教師に対する教育実習の免除や、制度開始前に新制度で求められる必要な知識・技能を習得する養成機関と同等の養成課程を修了した者が講習を受講することで試験の一部を免除する仕組み、養成・実習機関に関する制度移行について十分な経過措置を検討する。

③ 新たな資格制度の実現に向けた取組の推進

(日本語教師の多様なキャリア形成への支援)

- 登録日本語教員等が、「留学生」のみならず、「生活者」「児童生徒」「就労者」「難民・避難民」「海外」における指導において必要な知識・技能等を身に付けるための初任者研修、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等に必要の研修を受講し、広く社会で活躍できるよう、資格を取得した後のキャリア形成に資する養成・研修の仕組みを構築し実施する。
- 登録日本語教員の質的・量的確保を図るため、「潜在的な」日本語教師の復帰促進のためのオンラインを含めた研修などを検討する。

(地域における日本語教師養成・研修拠点整備・関係機関のネットワーク化推進)

- 高度かつ専門的な日本語教育の指導法等に関する教育研究などが重要である。第2言語習得のための教授法、評価法、ICT教育、音声指導など日本語教育の専門性の見地からの研究成果が認定日本語教育機関、地方自治体における研修などにおいて活かされるような日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う研修人材育成の拠点を整備する。

- このため、日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、日本語教師養成を行う大学・大学院等を拠点において、地域における取組の方向性を共有するため、地域の認定日本語教育機関、養成機関、地方自治体における担当部署、経済団体、国際交流団体、NPOなどが参画するネットワークを構築する。
- また、全国の日本語教師数・養成機関などの地域差や、養成課程修了者で実際に日本語教師となる者が少ない現状がある一方で、教師不足を課題とする地方公共団体、経済団体、日本語教育機関があるなどのミスマッチの状況等を踏まえ、ネットワークにおいて、養成課程修了者の就職支援や処遇改善につながるよう、域内の課題・ニーズを共有し、必要な専門人材としての日本語教師を確保する取組を推進する。

2 関係省庁との連携協力による制度の活用促進に関する取組

前述 1. の制度検討の方向性を踏まえ、文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、総務省等関係各省庁との連携協力による、認定日本語教育機関や登録日本語教員などを活用する、次のような具体的な取組等を検討する。

(1)「留学」関係

① 在留資格「留学」付与の要件

法務省、文部科学省

- 出入国在留管理庁においては、留学生を受け入れる日本語教育機関について現在、法務省の告示により定められているところ、法施行後は、法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」の付与要件とする。
- それに伴い、文部科学大臣が行う日本語教育機関の認定基準の制定や、日本語教育機関の認定の審査に際して、文部科学大臣から法務大臣へ協議する仕組みをつくることで、新制度における教育上の観点からの適切かつ確実な教育を行う認定制度、及び在留管理上の観点からの適切性を確保するための連携体制を具体的に検討する。
- 例えば、認定後のフォローアップについても、新制度に基づく定期報告等を通じた授業科目の適切性、教員資格等に関する教育上の観点からの対応とともに、入管法上の観点から、「認定日本語教育機関」及び在籍留学生に対し、地方出入国在留管理局を通じた在留管理上の調査（入管法第 59 条の 2）、改善指導等を行うこととする。

② 在外公館、独立行政法人等を通じた情報提供

外務省、文部科学省

(独)国際交流基金、日本学生支援機構

- 日本への留学を希望する外国人が適切な日本語教育機関の情報を直接得られるようにするため、認定日本語教育機関の情報は、多言語によるインターネット等を通じて発信するとともに、在外公館(特に留学生担当)、独立行政法人国際交流基金拠点、日本学生支援機構を通じて、各ウェブサイト等において直接発信し、国が作成したリストを広く普及する。
- また、認定日本語教育機関については、日本への留学の参考となるよう、日本語教育を実施している大学や日本語教育機関への案内を行う。登録日本語教員については、海外の日本語教師のキャリア・パスの参考となるよう、日本語教師会等への案内を行う。

(2) 教育関係

① 外国人のこどもに対する日本語教育支援における制度活用

文部科学省

- 増加傾向にある国内の外国人児童生徒に対する日本語教育について、今後、登録日本語教員のうち、特に「児童生徒」向け研修等を受講した者が、小中高등학교における特別な教育課程、夜間中学などにおいて積極的に活用する具体的な仕組み等を検討する。
また、未就学のこどもについて、地方自治体等が実施する親子教室や、幼稚園や保育所、認定こども園での取組等、外国人の日本語学習を含めたこどもへの支援に関する情報発信を行うなどの対応を検討する。

② 海外の日本語教育における登録日本語教員の活用

外務省、(独)国際交流基金

- 海外での日本語教育における日本語教師の活用として、登録日本語教員が海外でも活用できるよう、国際交流基金が海外に派遣している日本語教育人材の選考⁷にあたっては、登録日本語教員資格を選考要件の一つとすることを検討する。

③ 在外教育施設における登録日本語教員の活用

文部科学省、外務省

(独)国際交流基金

- 在外教育施設に通う日本人児童生徒に対する日本語教育について、登録日本語教員のうち、特に「海外」における指導に関する研修等を受講した者を積極的に活用できるよう海外派遣における対応等を検討する。
- なお、在外教育施設において日本語教育を実施する場合、現地採用教員の人材育成にあたっては、必要に応じて、国際交流基金による海外日本語教師研修⁸等の活用も含め、在外教育施設の学校教育を所管する文部科学省と連携しつつ、対応を検討する。

⁷ 国際交流基金の海外日本語教育支援（海外派遣プログラムの応募資格）（参考資料 p30）

⁸ 国際交流基金の海外日本語教育支援（海外日本語教師研修）（参考資料 p31）

(3)「就労」「生活」関係

「就労者」「生活者」に向けた日本語教育プログラムの提供を充実するため、地域に居住する外国人等に日本語教室を開講する地方公共団体や、外国人従業員向けの日本語研修を行う企業等が日本語教育の業務委託を行う場合等に、認定日本語教育機関の活用を促すなどの取組を推進する。

① 「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省、厚生労働省

- 技能実習制度においては、優良な実習実施者・監理団体の基準において、受け入れた技能実習生に対する日本語学習支援として「認定日本語教育機関」を活用していることを加点要素とすることを検討する。

※現行の関連基準「地域社会との共生」⁹

(監理団体)

- ・技能実習生に対し、日本語学習の支援を行っている実習実施者への支援
- ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会を提供している実習実施者への支援

(実習実施者)

- ・技能実習生に対する日本語学習への支援
- ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

- 特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において¹⁰、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、本邦で日本語学習を希望する者に対し、認定日本語教育機関に関する情報提供を行う。

- 増加傾向にある技能実習生等の日本語教育の在り方については、今後の技能実習制度・特定技能制度の見直しにおいて、日本語の習得すべきレベルや負担の在り方などの事業者等の責務を明確化など、日本語教育の在り方等を含めた検討を行い、具体的な方向性をまとめる。

② 高度外国人材受入れにおける制度活用

法務省

- 日本で活躍する専門性を有する高度外国人材を獲得するため、熟達した言語使用者など一定の習得レベルを提供する認定日本語教育機関を修了した専門的、技術的分野の外国人が我が国に定着するよう、認定日本語教育機関の活用等について検討する。

③ 認定日本語教育機関との連携による取組の促進

文化庁

- 地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業、民間団体等との連携による「生活者」を対象とした日本語学習会の提供を推進する。

⁹ 技能実習制度の概要等（参考資料 p32-36）

¹⁰ 特定技能制度の概要及び支援計画の概要（参考資料 p36,37）

- ・令和５年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」¹¹において、専門性を有する日本語教育機関と連携して行う「生活者」向け日本語教育プログラムの開発・提供などの取組支援を行う。特に、「日本語教育の参照枠」、「生活 Can do」¹²(令和４年文化審議会国語分科会報告)等を踏まえた A1～B1 レベルの日本語教育プログラムの開発・提供に関する取組を推進する(加算)。
- ・域内の生活者のニーズを踏まえ、空白地域などにおける同時かつ双方向のオンライン教育を含めた取組を支援する。

④「日本語教育の参照枠」を活用した教育カリキュラム開発・普及、現職日本語教師研修等

文化庁

- 「日本語教育の参照枠」(令和３年文化審議会報告)を踏まえた「留学」「就労」「生活」カリキュラム、評価手法、教材、研修プログラム等のモデル開発・普及を推進する¹³(認定日本語教育機関における活用を想定)。
- また、現職日本語教師向け「就労」「生活」向けのプログラムの指導等に関する日本語教師研修事業を推進する¹⁴。「就労」「生活」研修受講者については、地方自治体、経済団体、外国人の就労支援関係団体等において活用されるような情報発信の在り方を検討する(登録日本語教員の初任者向け教師研修を想定)。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とした外国人就労・定着支援事業等¹⁵において、認定日本語教育機関や登録日本語教員について、その普及や養成の動向等も踏まえながら、これらの活用を検討する。

厚生労働省

¹¹ 資料５：外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業（参考資料 p38,39）

¹² 日本語教育参照枠に基づく「生活 Cando」([93795801_05.pdf \(bunka.go.jp\)](https://www.bunka.go.jp/93795801_05.pdf))

¹³ 日本語教育の参照枠を踏まえた教育モデル開発事業（参考資料 p40）

¹⁴ 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業（参考資料 p40）

・令和２・３年で 1600 人受講

（「就労」約 420 人、「生活」約 280 人受講(現職日本語教師研修プログラム普及事業)）

¹⁵ 厚生労働省における日本語教育の関係事業としては、

① 日本語に慣れていない定住外国人の求職者を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する講習を実施する、外国人就労・定着支援事業

②法務省と厚生労働省が共管している技能実習制度において、入国前及び入国後の講習として、日本語科目の実施を義務付けているほか、外国人技能実習機構により、入国前及び入国後の講習や実習期間中に日本語学習を行う際に活用できる職種ごとの日本語教育ツールの開発・提供や、外国人介護人材への学習教材の作成・提供など介護分野での日本語学習支援事業のほか、経済連携協定に基づく看護師候補生、介護福祉士候補生のための就労中の研修を実施している。

⑤ 「認定日本語教育機関」等の情報提供

- 法務省、文部科学省、厚生労働省などの各種会議・シンポジウム等を通じて、「生活者」「就労者」向けの地域日本語教育の取組の周知を行い、地方公共団体、国際交流団体、経済団体、民間団体等との連携協力を促進する。

法務省、文部科学省、厚生労働省

- ・ 地方公共団体と受入環境調整担当官間の会議・研修
- ・ 外国人労働者問題啓発月間等を通じた周知
- ・ 文化庁・地方自治体日本語教育担当者向けの研修等を通じた周知 等

● 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)¹⁶との連携

法務省

「認定日本語教育機関」の情報をFRESCで活用し、また地方公共団体の一元的相談窓口をはじめとする関係機関に対して情報提供を行う。

● 全国の外国人多言語相談窓口¹⁷

● 外国人雇用サービスセンター、ハローワーク¹⁸での情報提供

厚生労働省

外国人雇用サービスセンター、ハローワークにおいて、新たな日本語教育の制度及び認定された日本語教育機関等に関する情報を提供し、広く周知を図る。

● 地方公共団体の多文化共生担当部署に対する情報提供

総務省

新たな日本語教育の制度及び認定された日本語教育機関等に関する情報を、地方公共団体の多文化共生担当部署に対し提供し、広く周知を図る。

● ボイストラ等多言語音声翻訳技術に関する情報提供

文化庁、総務省

研修、学習・生活支援において有用なボイストラ等多言語音声翻訳技術について、その活用に関する情報を認定日本語教育機関等に対し提供し、広く周知を図る。

● 高度外国人材活躍推進ポータル(JETRO)を活用した情報提供

経済産業省

高度外国人材活躍推進ポータルでは、高度外国人材の採用や入社後の活躍推進に関連する各省庁や公的機関の情報を集約・提供している(例:新型コロナウイルス対策関連情報、高度外国人材の採用イベント、企業向けの普及啓発講座、都道府県別の公的機関の取組や窓口紹介など)。「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、各省庁や公的機関からの依頼に基づき日本語教育推進に資する情報を掲載し、広く周知を図る。

¹⁶ 外国人在留支援センターについて(参考資料 p41)

¹⁷ <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/japanese.html>

¹⁸ ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制(参考資料 p42)

3 制度実現に向けた基盤整備

日本語学習希望者、日本語教師を目指す者、新制度の活用を希望する者等が、誰でも、どこでも利用できるサイト構築など、次のような取組を推進する。

①日本語教育に係る一元的な情報発信 - 日本語教育のDX化 - 文化庁

- 日本語学習を希望する者や、質が確保された認定日本語機関等との連携を希望する者に対し、制度開始後には、多言語による認定日本語教育機関の情報発信、指定教育実習実施機関、指定日本語教師養成機関、登録日本語教員の情報などの必要な情報がオンライン上も含めてアクセスしやすくなるような仕組みを構築する。その際、申請などの業務負担軽減、効率化の観点から各種申請を電子上で行うシステム構築について検討する。
- デジタル技術を活用し、資格化に必要な試験システムの整備や、マイナンバーカードを活用した日本語教師の登録、登録後の研修履歴等の記録・管理、養成・実習機関等の登録などの諸手続きについて電子申請などが可能となるシステムを整備する。

② ICT教育の推進 関係省庁

- あわせて、日本語教育関係者に対し、日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS: Nihongo Education contents Web sharing System)なども含めた教育コンテンツの一元的発信の仕組みの改善・充実を図る¹⁹。認定日本語教育機関の多言語情報とともに、登録日本語教員、ボランティアなどの日本語学習支援者の自己研鑽などにつながる授業実践などの動画素材などの提供を行うため、関係省庁、大学、研究機関、国際交流協会、日本語教育機関、地方公共団体等が提供する好事例となる日本語教育コンテンツを国内外の多くの者が活用できるよう収集し、一元的に提供する「日本語教育に関する多言語情報発信サイト」を構築する。
- サイトにおいて、在留外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「つなひろ」に関して「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を踏まえた動画コンテンツの充実など、日本語学習教材の充実を図り、オンライン上での研修などを推進する。

4 政府における一体的かつ効果的な推進

- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」²⁰の重点事項の一つとして掲げられた「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」に係る具体的施策の着実な実施を図るため、その実施状況について毎年点検を行い、進捗の確認等を行う。

¹⁹ 日本語教員試験システムの概要図（現時点想定）（参考資料 p44）

²⁰ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」概要（参考資料 p45,46）

- あわせて、法施行後において、学校教育の運営、養成・研修、地域の教育支援などにおいてノウハウがある文部科学省として日本語教育の体制整備を行うことについて検討するとともに、推進法に基づき設置された局長級以上で構成される「日本語教育推進会議」²¹などの政府関係会議の下で、本報告を踏まえ、一体的かつ効果的な関係省庁の連携による具体的な方策等を推進する。

【参考】技能実習及び特定技能における外国人に対する日本語教育について

- 技能実習制度において、監理団体（企業単独型の場合は実習実施者）は、技能実習生が入国した後、技能実習を効果的かつ安全に行うとともに、日常生活を円滑に送るため、一定の期間、日本語教育を含む入国後講習を技能実習生に受講させる必要がある。
※入国後講習の時間数は、入国前講習を実施しない場合、第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上。一定の要件を満たした入国前講習を実施した場合は12分の1以上となる。
- 特定技能制度においても、使用者（法律上は「特定技能所属機関」という。）が、外国人を雇用する際、「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするため、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する必要がある、この支援の一つとして「日本語学習の機会の提供」が位置付けられている。

（参考1）関係規定（技能実習関係）

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
（技能実習計画の認定）

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）とその子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人）は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5（略）

（認定の基準）

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 （略）

二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
（技能実習の目標及び内容の基準）

第十条 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に並び、当該各号に定めるとおりとする。

2 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定め

る基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 略

七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 略

ロ 科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。）が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上（当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ（1）、（2）又は（4）に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合にあっては、十二分の一以上）であること。

(1) 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

(2) 外国の公的機関又は教育機関（第一号企業単独型技能実習に係るものにあつては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関）が行うものであつて、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認めたもの

（参考2）関係規定（特定技能関係）

○出入国管理及び難民認定法

（特定技能雇用契約等）

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うおうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

2 （略）

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4・5 （略）

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七条第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

7 （略）

8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令

（一号特定技能外国人支援計画の内容等）

第三条 法第二条の五第六項の一号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ～ホ （略）

へ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

日本語教育推進会議の設置について

令和元年 9 月 13 日
関係省庁申合せ

1. 目的

「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため、日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

（1）推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣府子ども・子育て本部統括官
総務省大臣官房総括審議官
出入国在留管理庁次長
外務省大臣官房国際文化交流審議官
文部科学省国際統括官
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省高等教育局長
文化庁次長
厚生労働省職業安定局長
経済産業省貿易経済協力局長

（2）推進会議に議長を置く。議長は、文化庁次長及び外務省大臣官房国際文化交流審議官を共同議長とする。

（3）推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

（1）推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

（2）幹事会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4. 庶務

推進会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、文化庁及び外務省において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、推進会議において定める。

日本語教育推進会議幹事会

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

総務省自治行政局参事官（国際室長事務取扱）

出入国在留管理庁政策課長

外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

文部科学省大臣官房国際課長

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長

文部科学省初等中教育局幼児教育課長

文部科学省高等教育局主任大学改革官

文化庁国語課長

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）

厚生労働省子ども家庭局保育課長

経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課長

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長

参考資料

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、**各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。**
- この制度を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下**、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚生省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚生省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

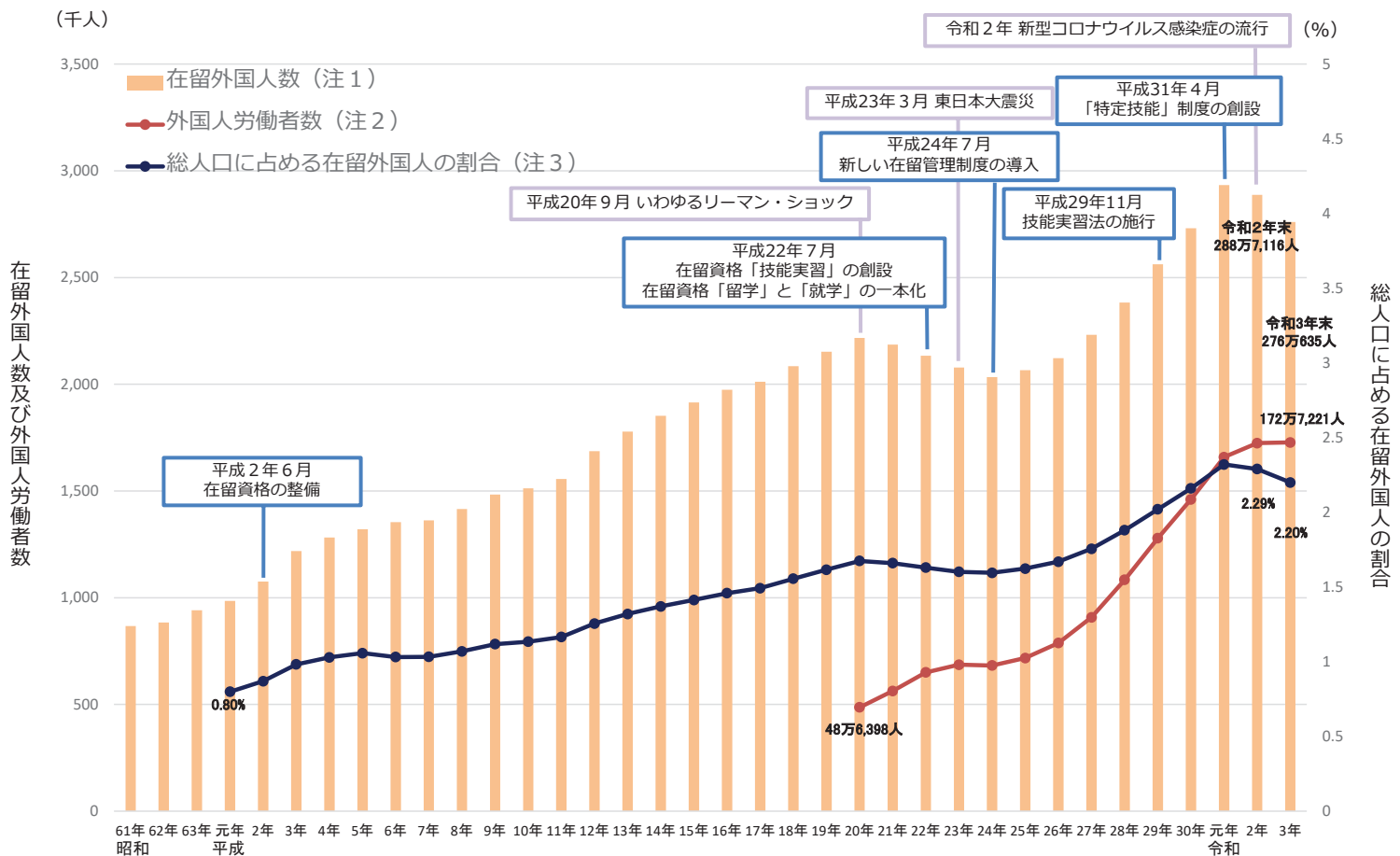
- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 法務省
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 厚生省
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 総務省
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 経産省

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan



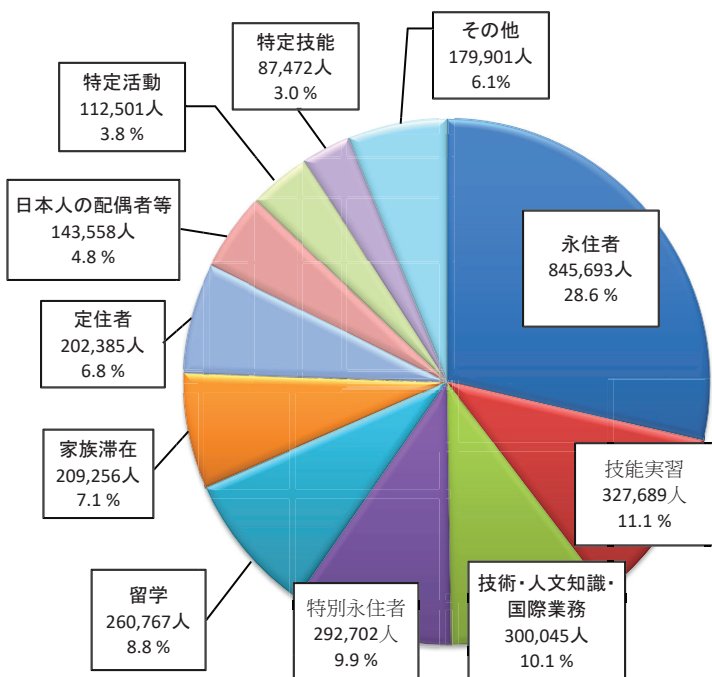
（注1）平成23（2011）年までは法務省出入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。

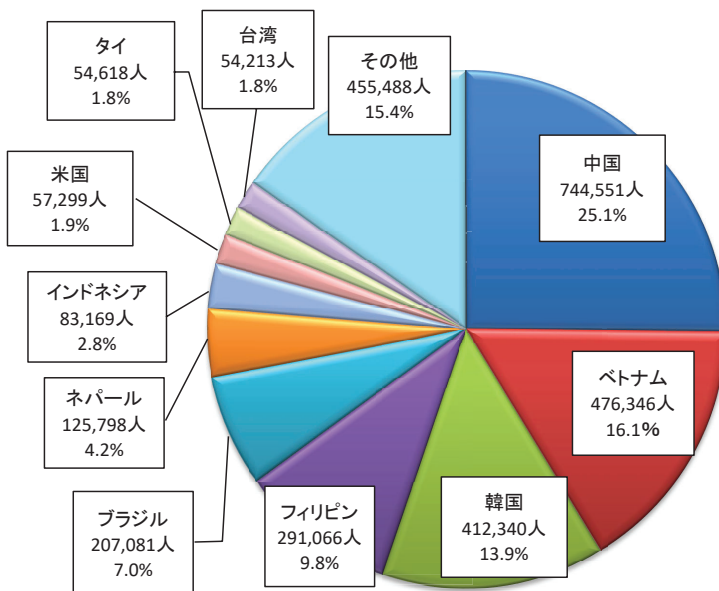
（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留外国人数（総数） 296万1,969人

在留資格別



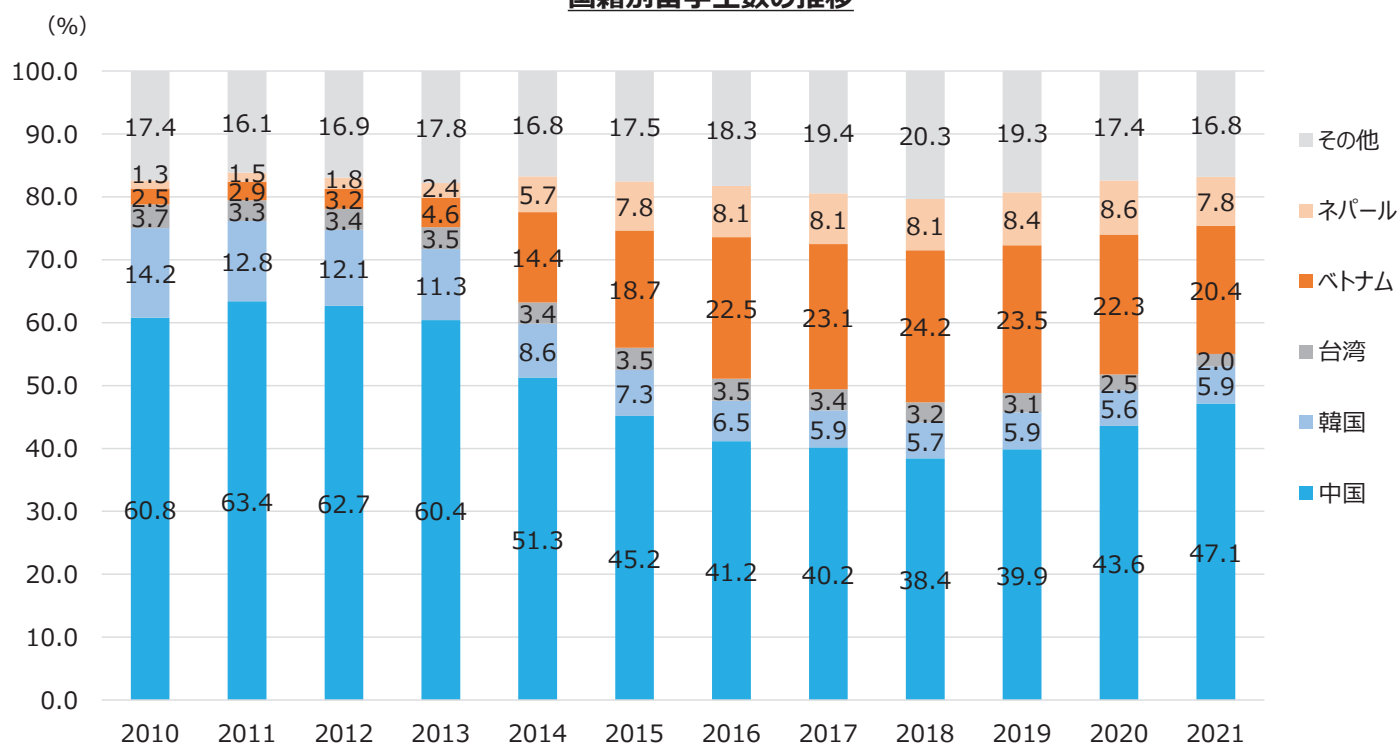
国籍・地域別

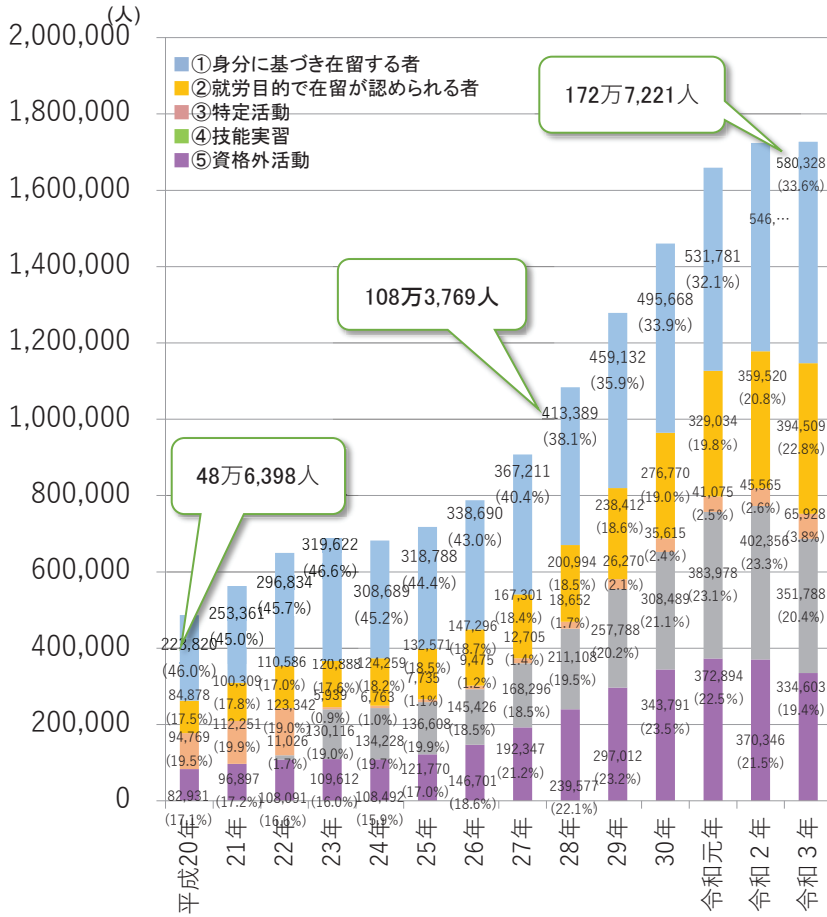


ベトナムやネパールからの留学生が近年増加

○ベトナムやネパールといった東南アジアからの外国人留学生が近年増加しており、中国・韓国の割合は減少傾向にある。

国籍別留学生数の推移





厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づき集計(各年10月末現在の統計)

- ①身分に基づき在留する者** 約58.0万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ②就労目的で在留が認められる者** 約39.5万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ③特定活動** 約6.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習** 約35.2万人

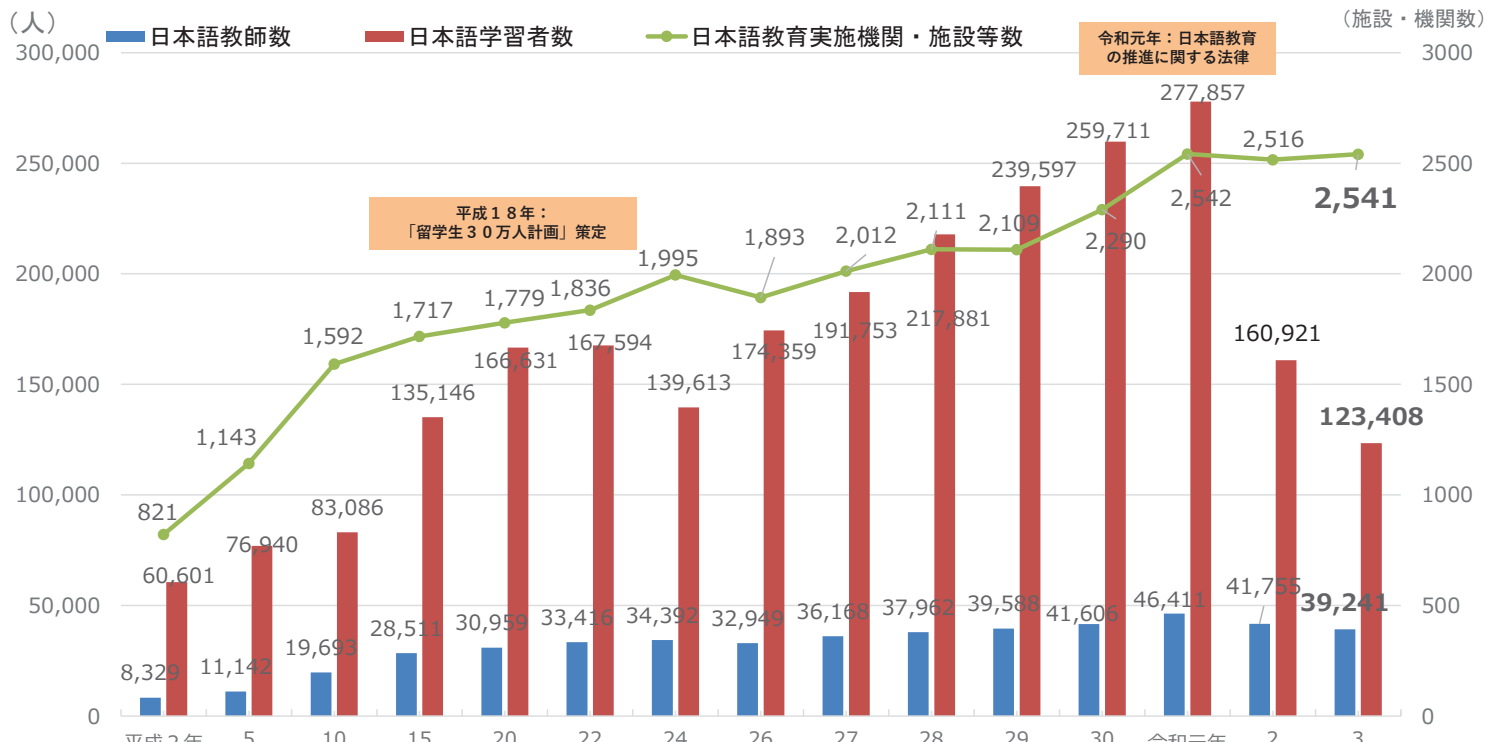
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)
- ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)** 約33.5万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

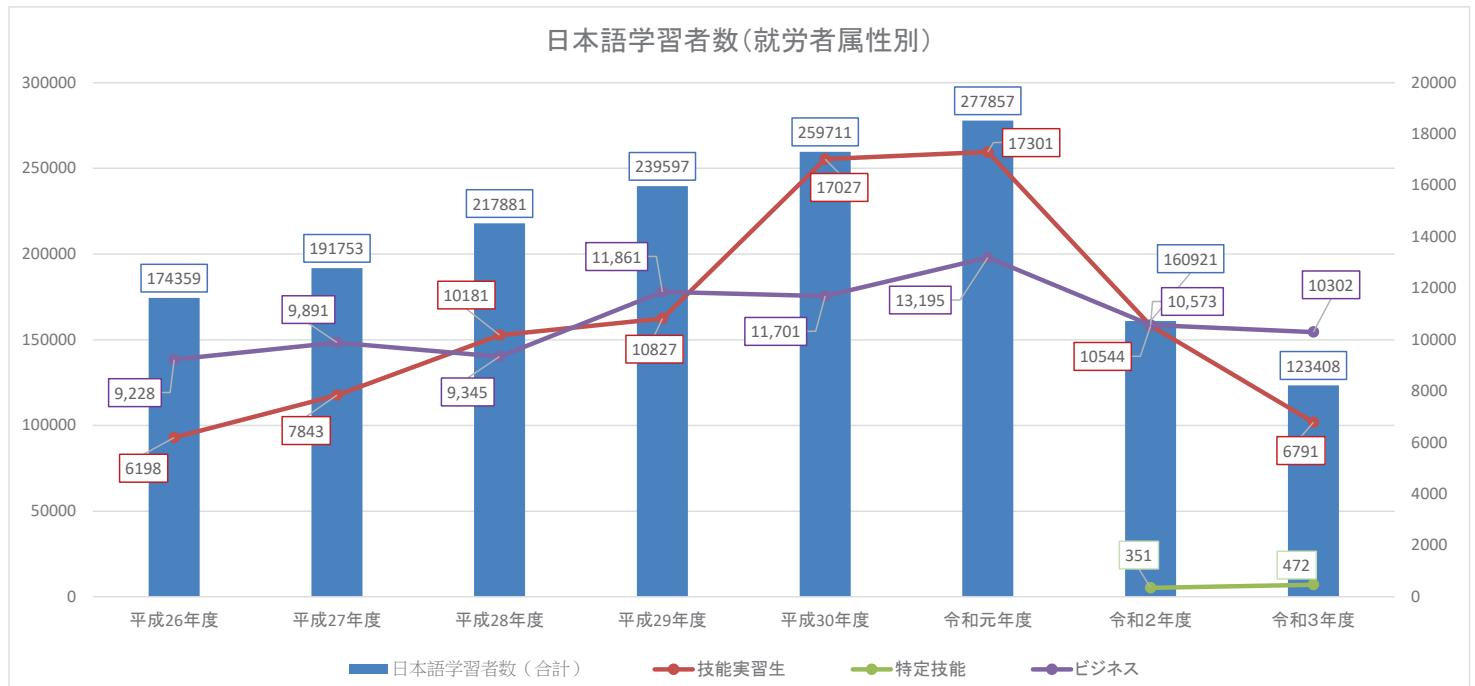
国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で(H22: 16.8万→R1: 27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22: 3.3万→R1: 4.6万人)



機関別日本語学習者数（就労者）

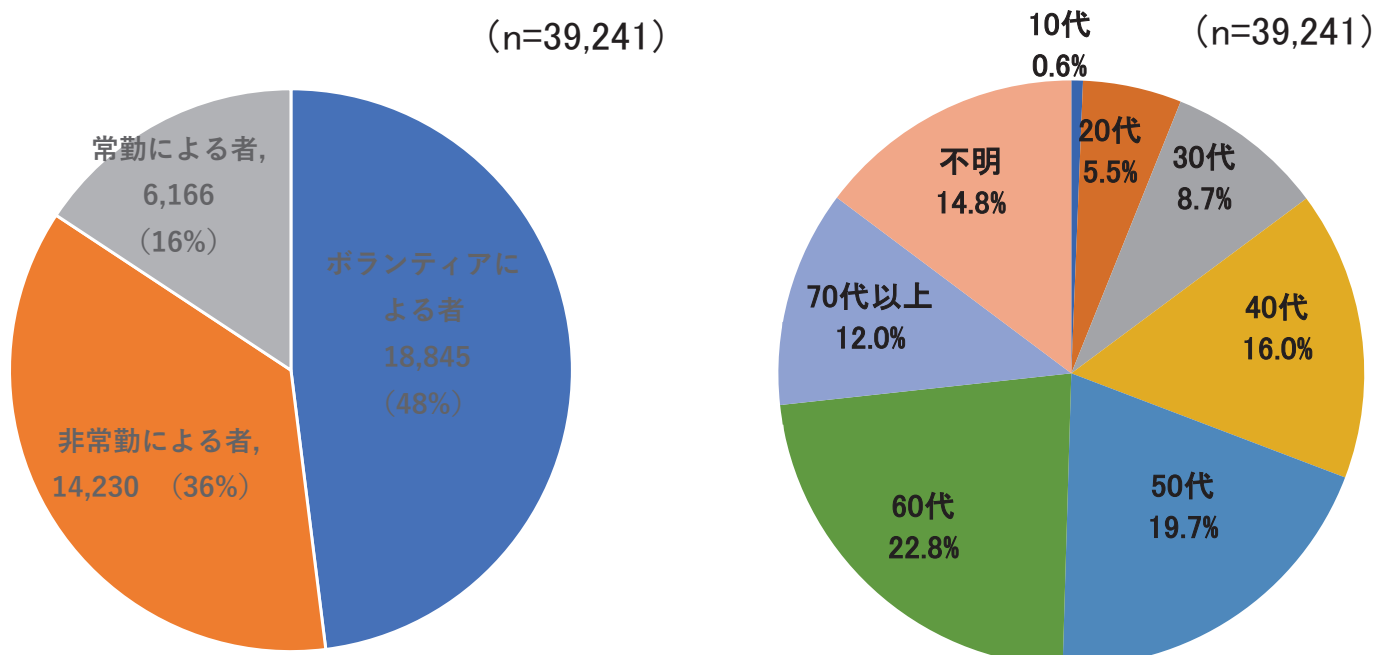
○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本語学習者数（合計）	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302

国内の日本語教師等の状況

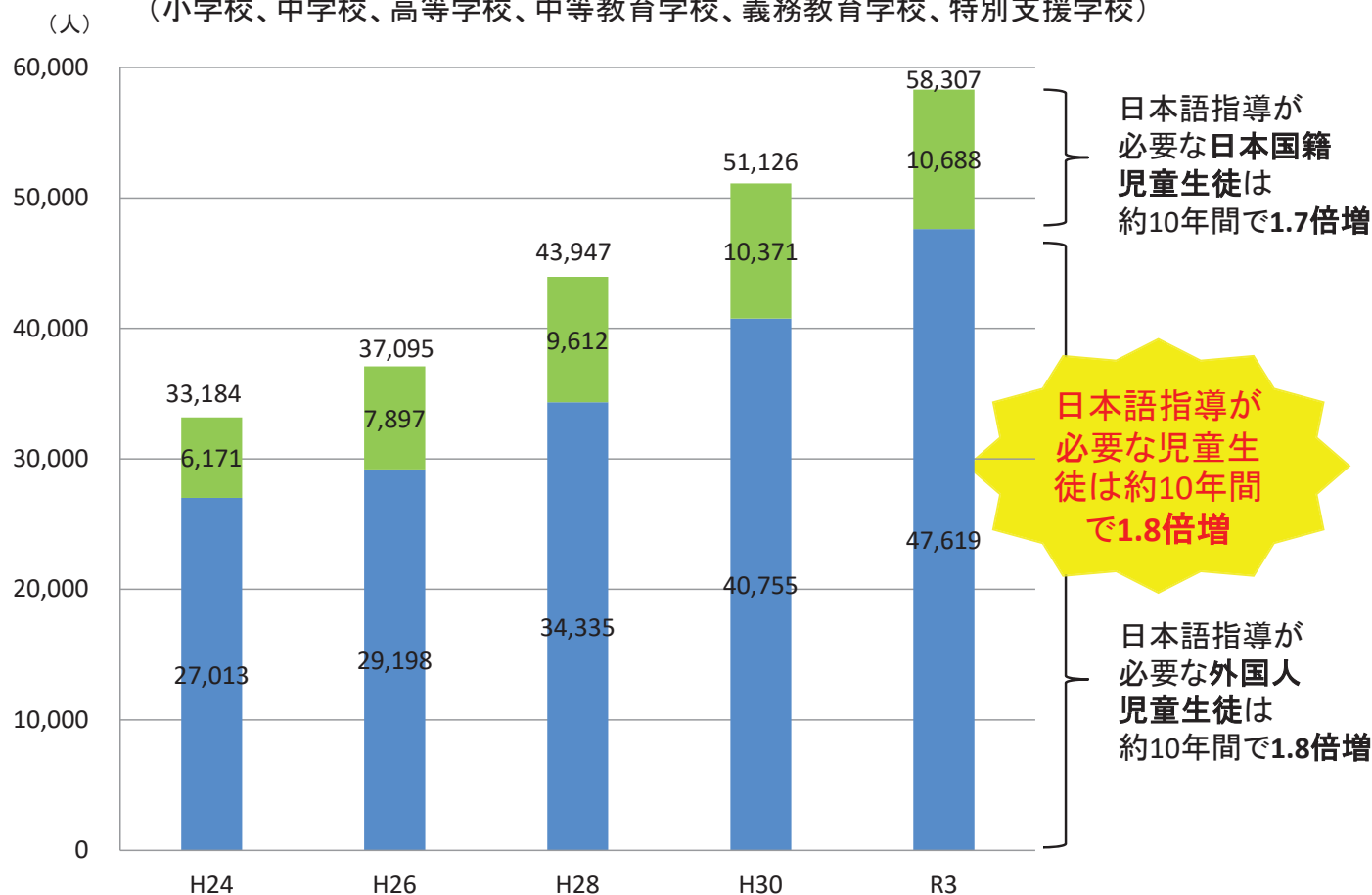
- 約5割をボランティアが占め、非常勤が3割、常勤は1割強となっている
- 年齢の内訳では、50代以上が約5割を占め、20代は約5%である



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

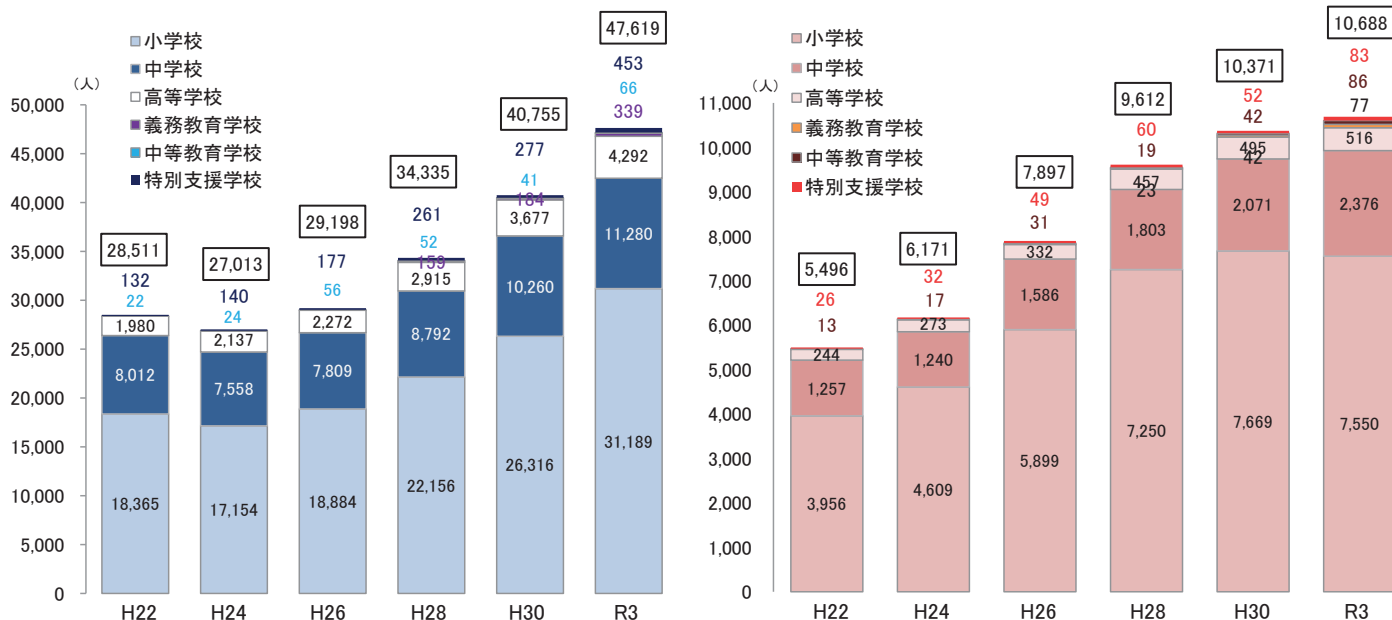
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

- 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で47,619人(16.8%増)であり、前回調査より6,864人増加し、日本国籍の者は10,688人(3.1%増)であり、前回調査より317人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は114,853人(23.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は41.5%となっている。

■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

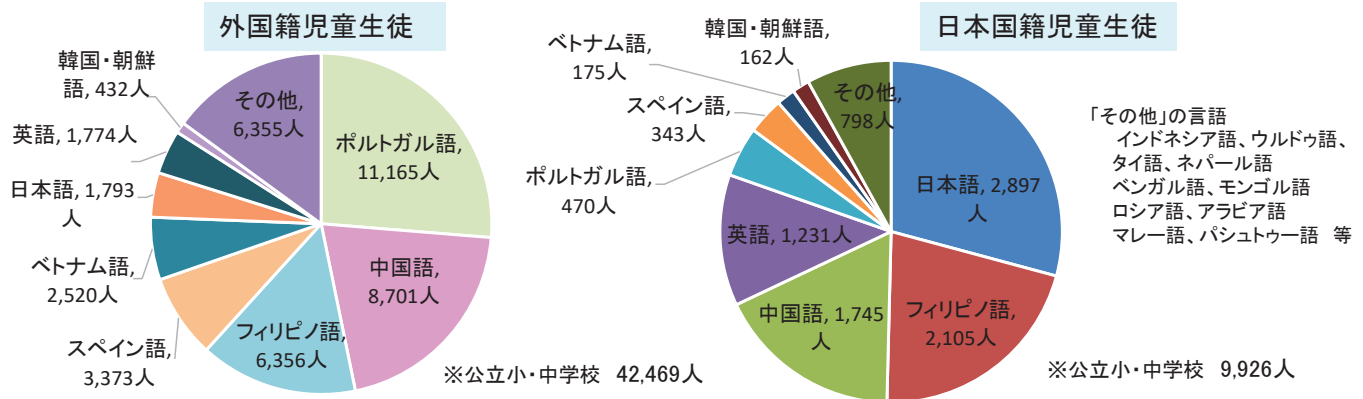


(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

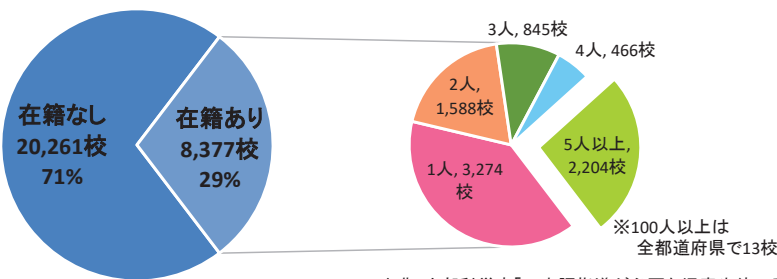


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)

(平成30年度)

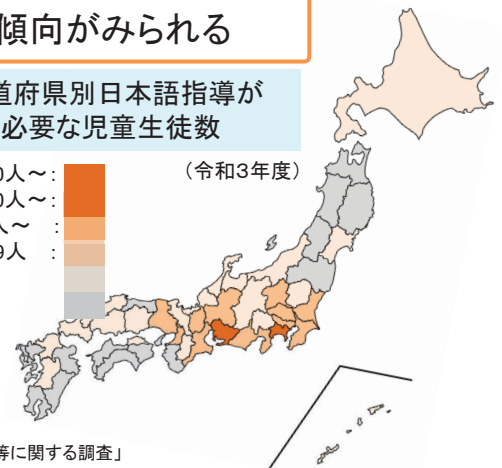


出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

5,000人～ :
1,000人～ :
100人～ :
～99人 :

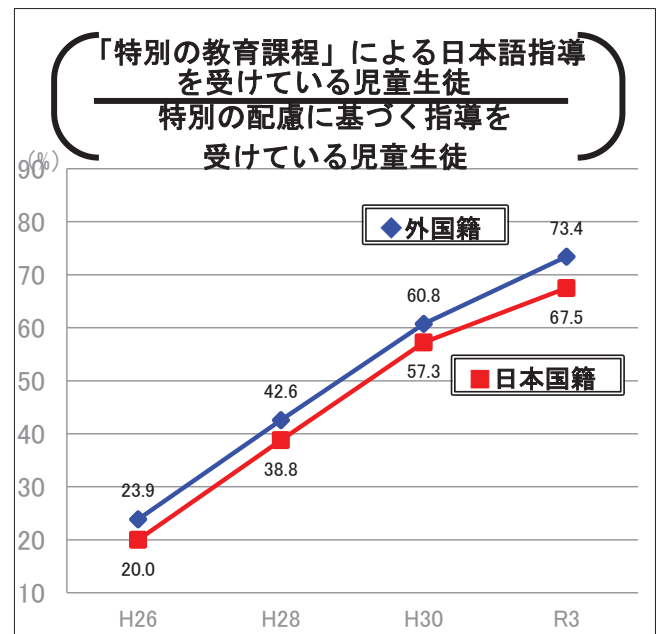
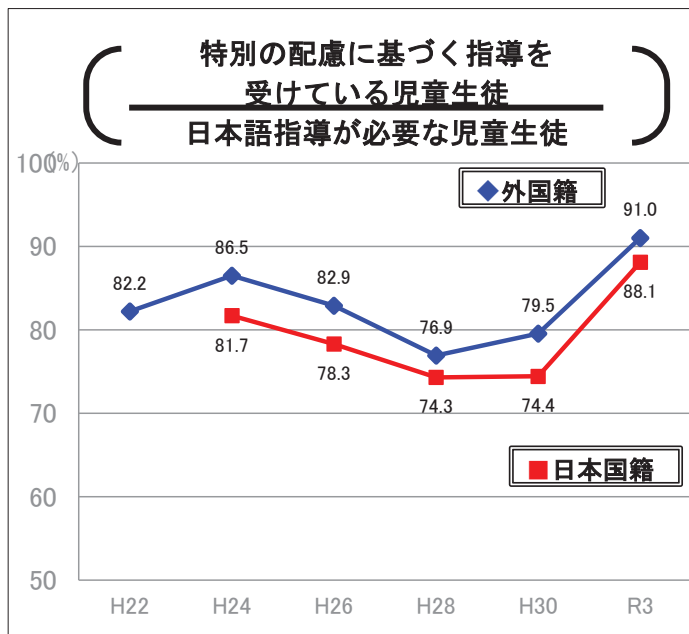


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で91.0% (11.5%増)、日本国籍の者で88.1% (13.7%増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(※)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.4% (12.6%増)、67.5% (10.2%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



日本語教育機関及び日本語教師に関する課題

【各類型（留学・生活・就労）の日本語教育に見られる共通の課題】

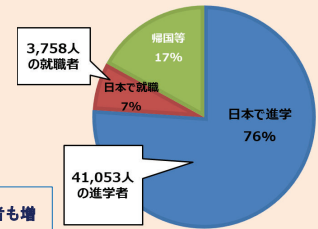
- 近年我が国に居住する**外国人は増加傾向にあり**、共生社会を実現する観点から、**日本語教育の環境整備が喫緊の課題**
- 我が国における日本語教育を行う教育機関は多種多様であるが、**日本語教育の質の確保の観点から十分な仕組みが存在しない。**
- 日本語教育機関を選択する際、**教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況**
- 日本語学習ニーズの多様化に対応できる、**専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**

＜留学生対象の日本語教育機関における課題＞

- ・校長等が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない、
- ・教員数の不足、教員の経験不足
- ・募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
- ・就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が不十分
- ・生徒の母語への対応(通訳・翻訳配置))が不十分

日本語学校の約8割が大学・大学院・専門学校へ進学、就職者も増

卒業生数(2019年度): 54,276人



＜地域における生活者に対する日本語教育の課題＞

- ・学習者ニーズの多様化・増加、・ボランティアの不足
- ・教育プログラムの策定やボランティアの指導等に当たる専門人材（日本語教育コーディネーター）の不足

※入管庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」
「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多(58%)

※文化庁調べ

「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者（ボランティア）」が最多（52自治体）、「地域日本語教育コーディネーター」が2位（50自治体）

＜就労者に対する日本語教育の課題＞

- ・外国人材受け入れのニーズは高いが、企業側ではコミュニケーションに不安
- ・仕事・生活面でのコミュニケーション支援として継続的な日本語サポートが必要。
- ・受け入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や講師の確保・充実が必要

仕事や人間関係、生活面でのサポート
受け入れ・採用に関するノウハウの不足
日本のビジネス慣習・マナーの指導
業務上の指導・指示など適切なマネジ...
適切な処遇や雇用管理の方法が分から...
その他

「外国人材の受け入れに係る課題」への回答は、「日本語による円滑なコミュニケーションが困難」が最多（47.9%）

出典：日本商工会議所「女性、外国人材の活躍に関する調査」(2022)

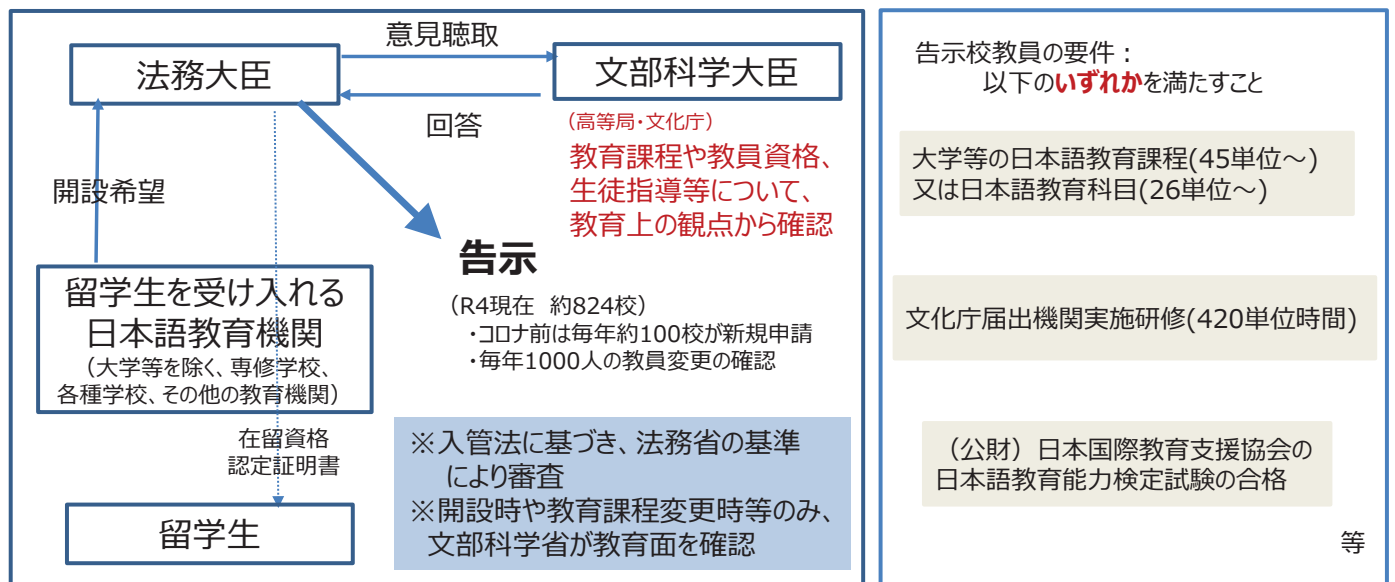
留学生を受け入れる日本語教育機関（法務省告示校）の現状



日本語教育機関からの新規開設時の申請・変更届、適正校等の対応

- 新規新設校の申請を、毎年、年2回受け付け。設置者変更、教員変更、コース変更なども確認。
- 入管庁において、毎年の活動報告を踏まえ、適正校、または慎重審査対象校であることを機関に通知(適正校は約4分の3)

＜参考＞ 現行の法務省告示校制度(在留資格「留学」の外国人受け入れが認められる日本語教育機関)



目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

- 新たな日本語教育法案の検討に関する条文
- ・第21条 ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進体制

- 超党派議員連盟である「日本語教育推進議員連盟」（令和元年の法案成立時の会長：河村元官房長官）において検討が進められ、議員立法で成立した「日本語教育を推進する法律」に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 同法に基づく「基本的な方針」（令和2年：閣議決定）を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。

日本語教育を推進する法律(令和元年)議員立法

日本語教育推進会議(令和元年9月：各省申し合わせ)

1. 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年）第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため設置
- 2 議長：文化庁次長、外務省大臣官房国際文化交流審議官(共同議長)
- 3：構成員
内閣府、総務省、出入国在留管理庁、外務省
文部科学省、文化庁、厚生労働省、
経済産業省の関係局長級
- 4 庶務：文化庁、外務省

整合性を
もって推進

■ 令和2年6月：

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(閣議決定)

- ・5年間(令和2年～令和6年) ※文化庁、外務省がとりまとめ
- ①基本的な方針、国、地方自治体の責務、②国内、海外の日本語教育機会の充実、③国民の理解、④日本語教育の水準の維持向上、教育課程の編成等

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (平成30年7月24日 閣議口頭了解)

- 外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催
- 議長： 内閣官房長官、法務大臣
- 構成員： 関係各省の大臣 ※庶務：内閣官房、法務省

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議議長決定 (平成30年7月)

- 議長： 内閣官房副長官(事務) ○構成員： 関係各省庁審議官等

■ 平成30年12月： 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (関係閣僚会議決定)

- ・令和元年、2、3、4年度まで毎年改定

■ 令和4年6月：

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 策定(5年間の施策218101)(関係閣僚会議決定)

- ※ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップ実施予定

→「日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備」を記載

これまでの経緯等



●令和元年6月 日本語教育推進法

- ・第21条 … (略) …**国内における日本語教師(略)の資格の整備**、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、… (略) …**日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(略)に関する制度の整備について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●令和元年11月「日本語教育関係者会議」設置、12月「日本語教育推進会議」設置

●令和2年6月 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- ・日本語教師の資質・能力を証明するための新たな資格の設計を行い、必要な措置を講ずる

●令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について(報告)」

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを提言

●令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」

- ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組みなどを提言

●令和3年10月 日本語教育の参照枠を作成(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会)

【令和4年度以降】

○令和4年5月～「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」

- ・具体的な方向性について検討

日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度（日本語教育の参照枠）
 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2500機関：学習約12万人
 ＊ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

機関数の割合
 ・法務省告示校26.0%
 ・大学等20.9%
 ・国際交流協会13.3%
 ・地方公共団体10.0%
 ・教育委員会7.3%
 ・任意団体等22.4%

学習者数の割合
 ・法務省告示校27.4%
 ・大学等33.8%
 ・国際交流協会11.0%
 ・地方公共団体5.8%
 ・教育委員会4.6%
 ・任意団体等17.4%

■国内でA1-2レベル
 様々なレベル

現状
 ■監理団体等による
 100時間の日本語を含む講習

技能実習
 ・監理団体
 3,300

特定技能

現状
 ■国内外でA2レベル

現状
 ■入学時B2以上

現状 818施設 (R3入管庁調べ)

■進学：72.4%
 (大学25%・大学院10%、
 専門学校60%)
 ■就職7.2%
 ■帰国17.4%

現状
 ■入学時A1相当
 /卒業時B2レベル
 (N2/留試200点)
 最長2年(0.5/1/1.5年コース)
 380～1,520時間以上

熟達した言語使用者	C2
	C1
自立した言語使用者	B2
	B1
基礎段階の言語使用者	A2
	A1

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

（1）日本語教育機関の認定制度

- 日本語教育機関は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施する日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

（2）認定の効果等

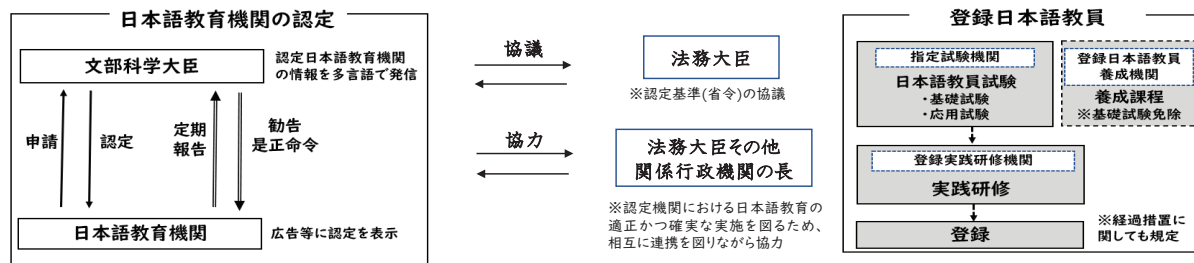
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネット等により公表。
- 認定日本語教育機関は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

（3）文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力、認定基準に関する法務大臣への協議を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために、必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣の「指定試験機関」が実施。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、「基礎試験」を免除することができる。



施行期日 令和6年4月1日

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 日本語教師がキャリア形成をかけるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

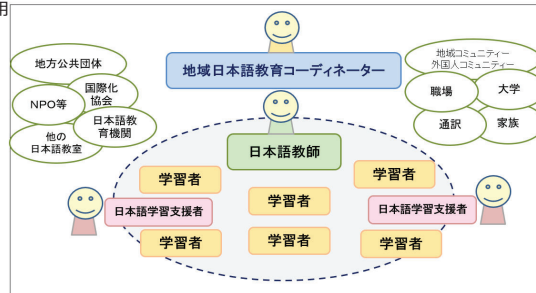


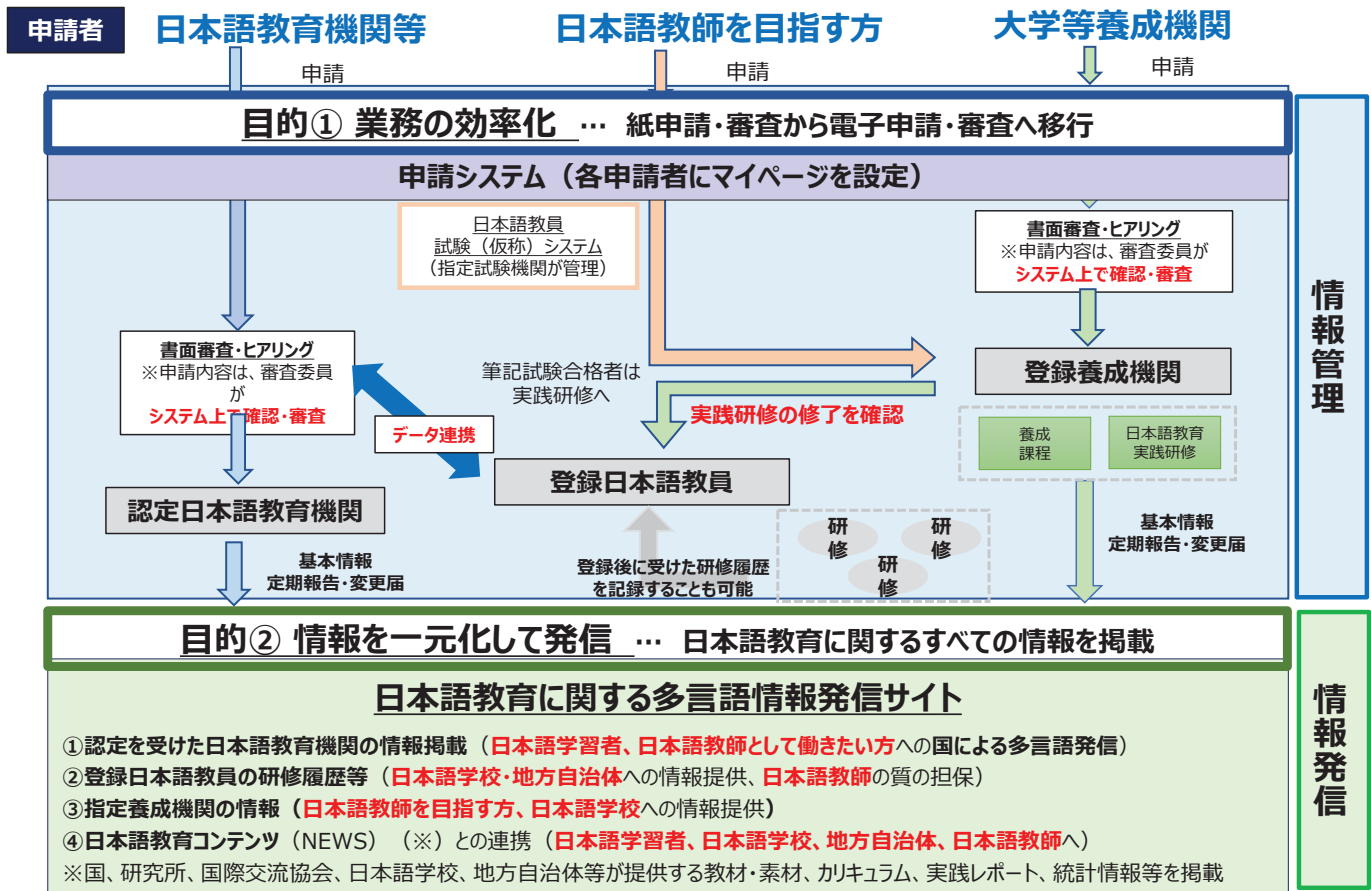
※試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者（ボランティアとして参加）

日本語学習支援者は、○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。





すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

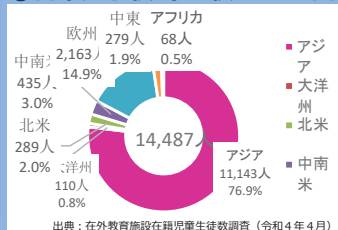
在外教育施設の現状



在外教育施設とは

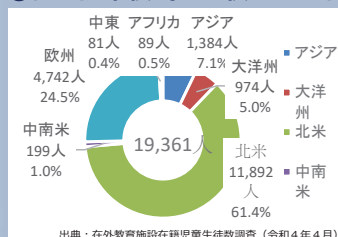
- 我が国の国際的活動の進展に伴い、海外に長期間に在留する邦人が同伴する義務教育段階の子供は、日本人学校に14,487人、補習授業校に19,361人、私立在外教育施設に115人（2022年4月15日 在外教育施設在籍児童生徒数調査）。
- 在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置されたものであり、①日本人学校、②補習授業校、及び③私立在外教育施設の3種類がある。日本人学校及び私立在外教育施設については、文部科学大臣から、日本の小学校、中学校、又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている。

①日本人学校（94校：49か国1地域※1）



海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。

②補習授業校（230校：54か国1地域※1）



現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

※派遣教師がいる補習授業校は42校

③私立在外教育施設（7校：5か国※1）

国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として設置された全日制の在外教育施設。

（※1）令和4年4月時点

文部科学省による教師派遣について

文部科学省から日本人学校、及び大規模補習授業校に対し、教師を派遣している。一方で、充足率※2は76.9%（2020年度）であり、派遣教師数の拡充が必要である。

（※2）日本国内の中小学校において定められた教職員標準定数に対する派遣教師数の割合。
2021年度86.5%、2022年度97.2%（新型コロナウイルス感染症の影響により児童生徒数が一時的に減少したことによる）

① 現職教師（2022年度：1,005人）

各都道府県・指定都市教育委員会等から推薦された国内の義務教育諸学校の教師。

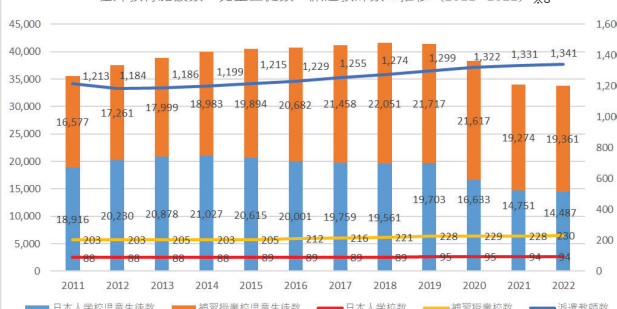
② シニア派遣教師（2022年度：321人）

応募時の年齢が63歳以下の退職教師。2007年度から開始。

③ プレ派遣教師（2022年度：15人）

正規教師を目指す臨時採用教師等。2018年度から開始。

在外教育施設数・児童生徒数・派遣教師数の推移（2011～2022）※3



（※3）在外教育施設在籍児童生徒数調査等から作成

外国人児童生徒等への教育の充実

令和5年度予算額(案) 1,196百万円
(前年度予算額) 1,132百万円



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約1万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.7%が中退
- ・大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～) 100百万円 (107百万円)

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導等
⇒(本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,039百万円 (951百万円)

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築・日本語指導者、母語支援員派遣・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援等
⇒(本事業により達成される成果)
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円 (21百万円)

・「かすたね」とによる多言語文書、日本語指導教材等の提供・アドバイザーの派遣・外国人の子供の就学状況等調査・高等学校「特別的教育課程」制度周知、資料作成等
⇒(本事業により達成される成果)日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円 (0.7百万円)



児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究(新規) 36百万円

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文(Can-Do)を作成する
・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
⇒(本事業により達成される成果)
児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

高等学校における日本語指導の制度化について(文部科学省)

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している(H20:1,562人→H30:4,172人)。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

➡ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別的教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別的教育課程によることができる。
- ・特別的教育課程による指導の実施形態は、
①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ・ただし、必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数(74単位以上)に含めることができる。

✓ 加える場合の例(授業時数が増加する)

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究の時間	選択教科・科目	日本語の能力に応じた特別の指導	特別活動
---------------------	-----------	---------	-----------------	------

✓ 一部に替える場合の例(授業時数が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究の時間	選択教科・科目	日本語の能力に応じた特別の指導	特別活動
---------------------	-----------	---------	-----------------	------

今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

※小中学校等における「特別的教育課程」による日本語指導については、平成26年に制度化。

義務教育における「特別の教育課程」の編成・実施について（文部科学省）

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育学習歴	日本語教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により異なる	不問	不問	1年未満	東南アジア及び台湾
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a),(b),(c)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a),(b),(c)のいずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a),(b),(c)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により国は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び 周辺領域において 修士号以上	日本語教育及び周辺領域 において修士号以上	2年以上	通常2年 (1年の延長の 可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び 周辺領域において 修士号以上	日本語教育及び周辺領域 において修士号以上	10年以上	通常2年 (1年の延長の 可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。



日本語専門家は41か国・地域118ポスト(令和4年度)

JAPAN FOUNDATION 国際交流基金

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

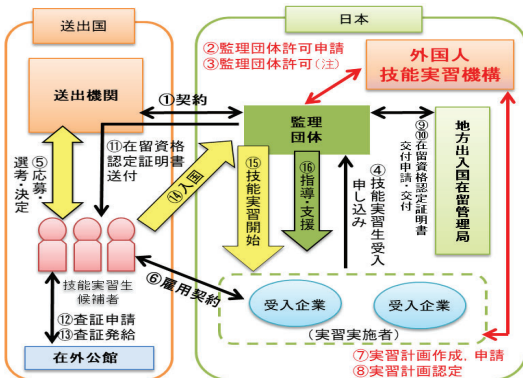
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※令和4年6月末時点

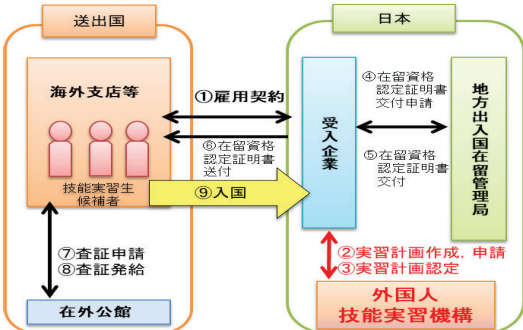
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【**団体監理型**】非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

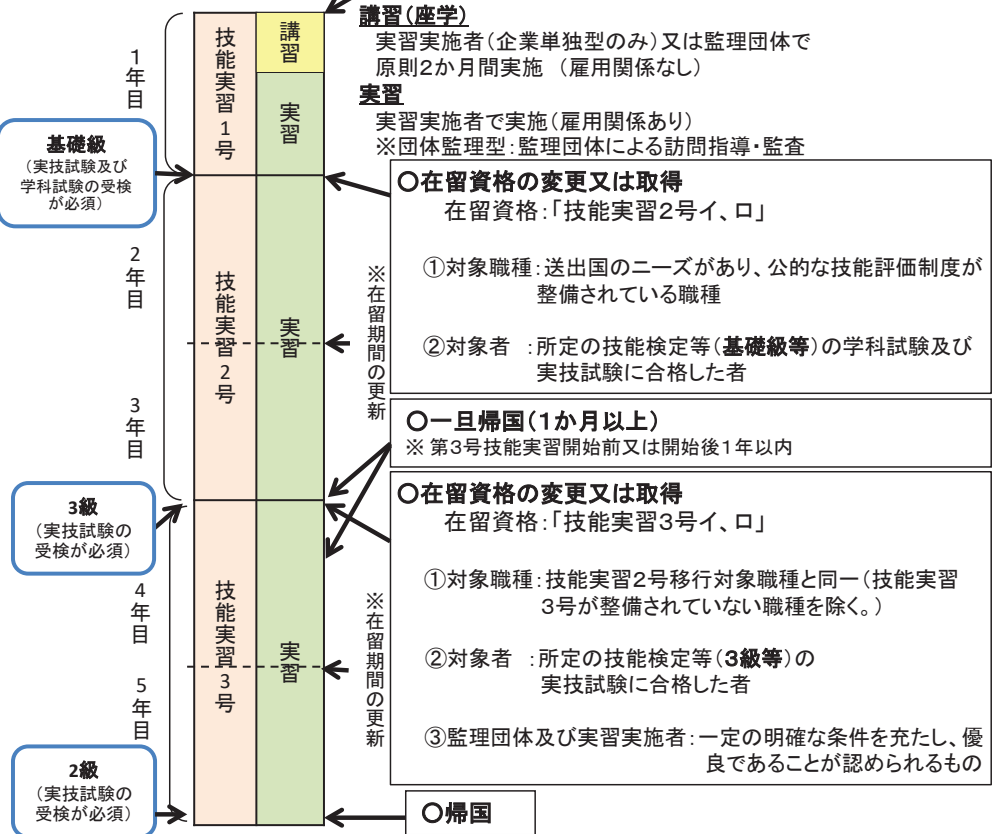


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【**企業単独型**】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

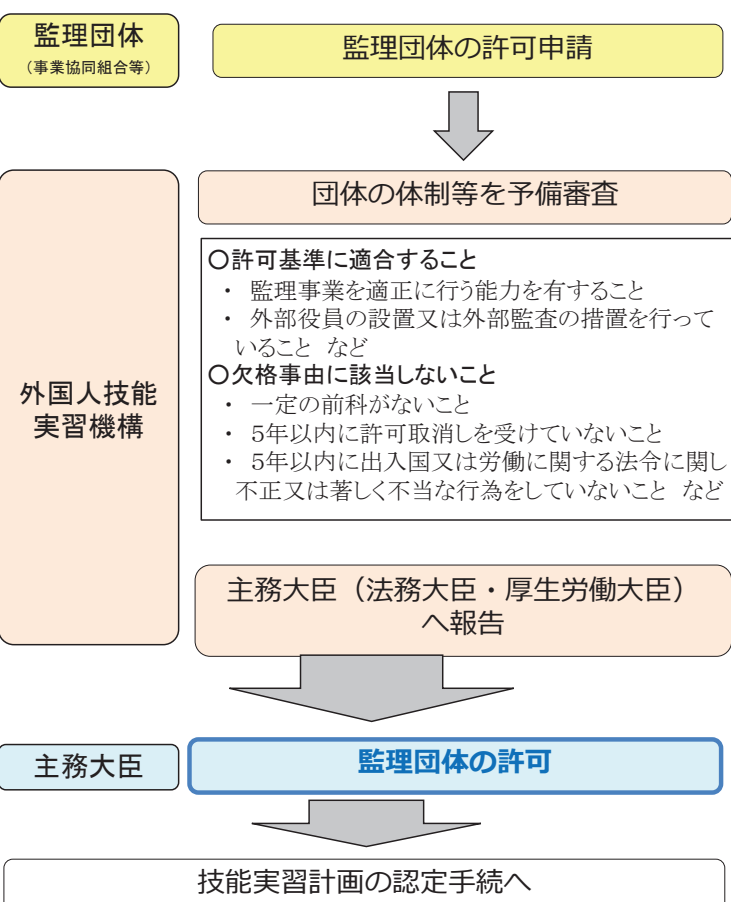


技能実習の流れ

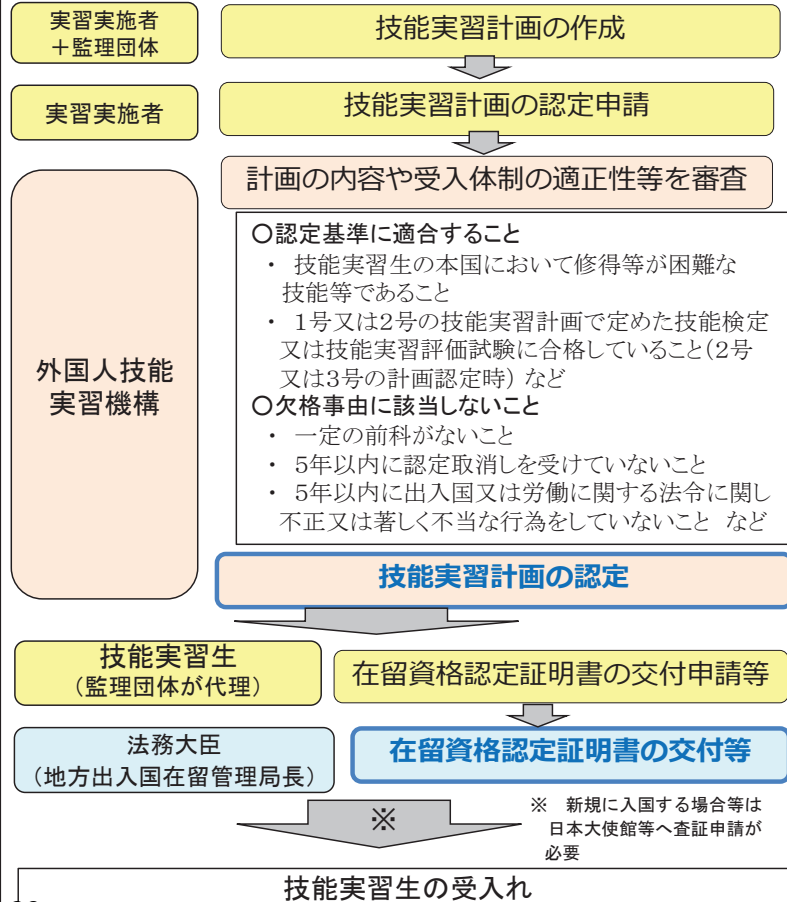


監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可



技能実習計画の認定等



- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）。
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

[次ページに続く](#)

④ 実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）

⑤ 前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること

⑥ 技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）

⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）

- ・ 各事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員。
「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
- ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞

⑨ 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）

- ・ 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）。
- ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
- ・ 食費、居住費等名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩ 優良要件への適合＜第3号技能実習の場合＞（別紙1参照）

⑪ 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）（別紙2参照）

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

- ① 営利を目的としない法人であること（※）
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること（※）
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の現地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること
- ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙3参照）
- ⑥ 基準を満たす外国の送出機関（別紙4参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること
- ⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙1参照）
- ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること
 下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。
 - ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）
 ※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
 また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

別紙1

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点 150点）

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・ 過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・ 直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・ 第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・ 技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・ 直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・ 直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
 - ・ 母国語で相談できる相談員の確保
 - ・ 他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・ 実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・ 技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・ 地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点 150点）

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・ 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・ 監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・ 過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・ 直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
 - ・ 他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・ 他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・ 実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・ 実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

①技能等の修得等に係る実績	項目	配点
	【最大70点】	
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)		・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
	II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績については、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすること可。 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点 * 左欄に該当する場合 ・合格者3人以上:20点 ・合格者2人:10点 ・合格者1人:5点 ・合格者0人:0点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有:5点
②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有:5点
	II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有:5点

得点が満点(150点)の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

③技能実習生の待遇	項目	配点
	【最大10点】(※)	
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較		・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点 ・有:5点
	III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組を含む。	・有:5点
④法令違反・問題の発生状況	項目	配点
	【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)		・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点
⑤相談・支援体制	項目	配点
	【最大45点】	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること		・有:5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有:5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・基本人数枠以上の受入れ:25点 ※基本人数枠未満の受入れ:15点
	IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	・有:10点
⑥地域社会との共生	項目	配点
	【最大10点】	
I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること		・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点

(※) I からⅢまでの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	項目	配点
	【最大50点】	
I 監理団体が行う定期的な監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること		・有:5点
	II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1:5未満:15点 ・1:10未満:7点 ・60%以上:10点 ・50%以上60%未満:5点
	III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴	・有:5点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有:5点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること	・有:5点
	VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること	・有:5点
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること	・有:5点
②技能等の修得等に係る実績	項目	配点
	【最大40点】	
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)		・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ(計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合の加点は行わない。)	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点
③法令違反・問題の発生状況	項目	配点
	【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)		・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点

得点が満点(150点)の6割以上となる監理団体は、優良な監理団体の基準に適合することとなる。

③法令違反・問題の発生状況	項目	配点
	【最大45点】(※)	
IV 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること(監理団体が不正を発見して機構(旧制度では地方入国管理局)に報告した場合を除く。)		・計画認定取消し(実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者(旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。))の数の割合) 15%以上 -10点 10%以上15%未満 -7点 5%以上10%未満 -5点 0%を超え5%未満 -3点 ・改善命令(実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者(旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。))の数の割合) 15%以上 -5点 10%以上15%未満 -4点 5%以上10%未満 -3点 0%を超え5%未満 -2点
	④相談・支援体制	
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること	・実習監理を行う実習実施者の数の割合 50%以上 15点 50%未満 10点
⑤地域社会との共生	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと	・実習監理を行う実習実施者の数の割合 50%以上 25点 50%未満 15点
	IV 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設	・有 i 5点 / ii 5点
⑥地域社会との共生	項目	配点
	【最大10点】	
I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること		・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有:3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有:3点

(※) I からⅣまでの各欄の合計が45点を超える場合であっても、45点として計上される。

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

通常の者		優良基準適合者		
第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

企業	通常の者		優良基準適合者		
	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号技能実習生:常勤職員の総数、2号技能実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

特定技能制度概要



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設(平成31年4月から実施)
- **特定技能1号**: **特定産業分野**に属する**相当程度の知識又は経験**を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数: 108,699人(令和4年9月末現在、速報値)
- **特定技能2号**: **特定産業分野**に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数: 3人(令和4年9月末現在、速報値)

特定産業分野: 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

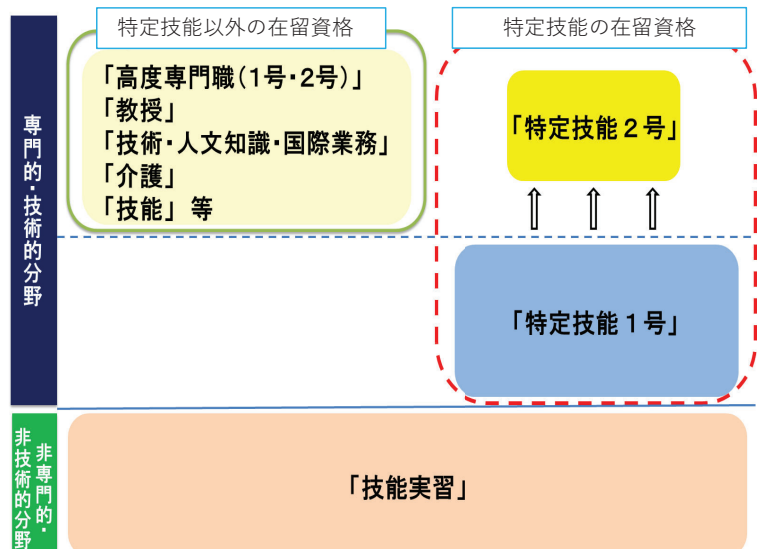
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験免除)
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能(配偶者、子)
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



支援計画の概要①

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

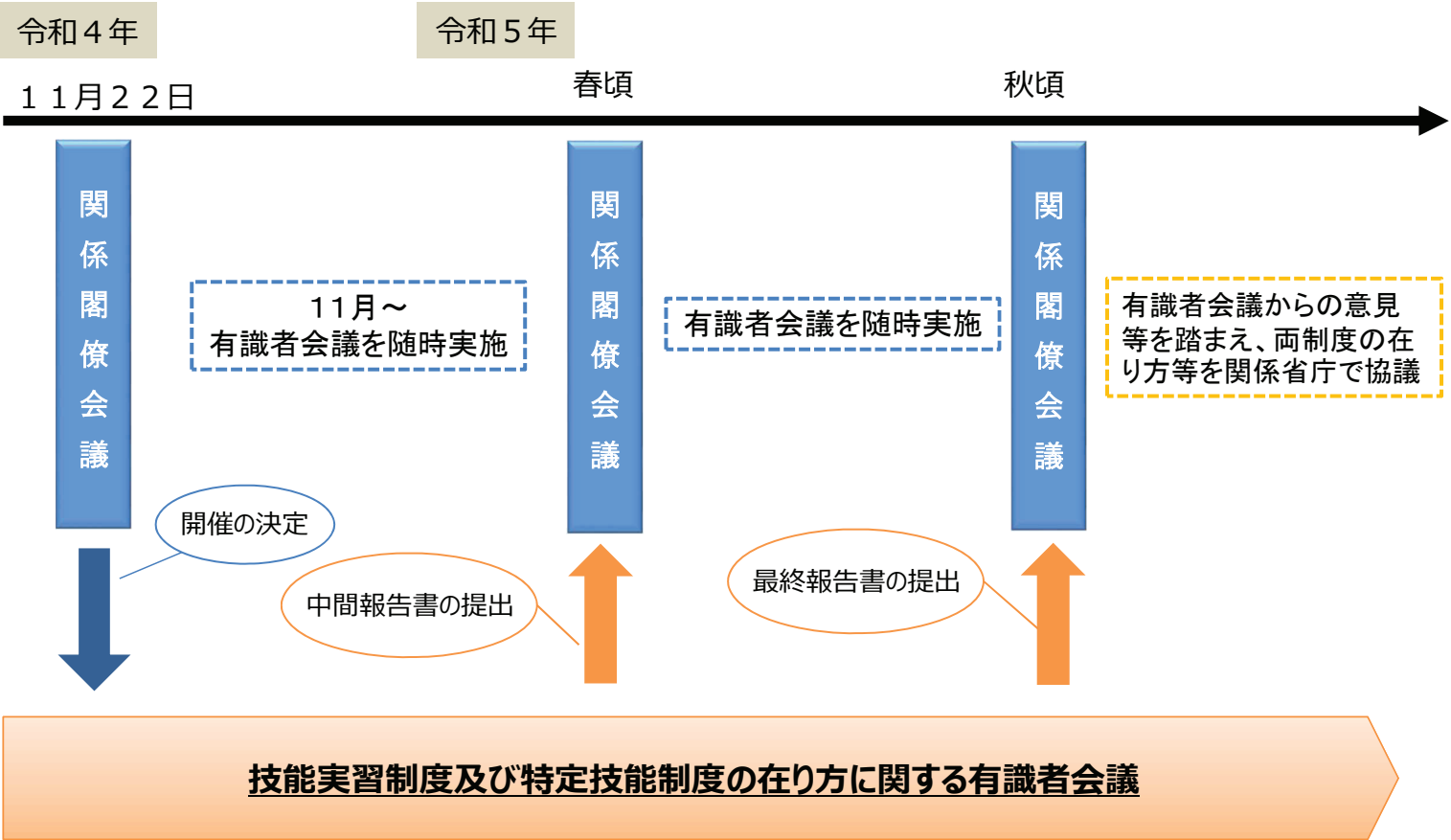


⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール



外国人材の受入れ・共生のための
地域日本語教育推進事業

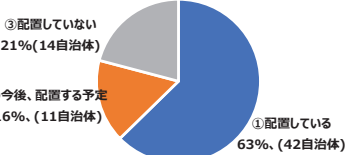
令和5年度予算額（案） 600百万円
（前年度予算額 500百万円）



背景・課題

①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。
「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。
※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。

都道府県・政令指定都市における
コーディネーターの配置状況



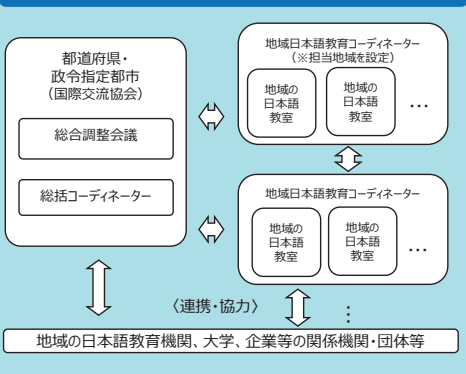
【都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議】資料（文化庁：令和4年1月）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための
総合的な体制づくり



- （1）広域での総合的な体制づくり
- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増
- （2）地域の日本語教育水準の向上
- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
 - ②「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
- 1. 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 2. 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育
- （3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】
- 市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援
- ※（2）②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターや総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進 ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）	国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができること。 （日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）	①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる ③日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

(参考) 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 新たな取組（地域日本語教育の質の保証）について

質の保証（新たな取組）（従来の取組に加え、新たな取組を行う都道府県等へ補助率加算 2/3）

- 「生活」に関する教育課程を置く機関または専門的な日本語教育機関との連携による、以下のような日本語教育を重点的に強化
- ・「日本語教育の参照枠」及び「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告たたき台）
（令和4年8月 国語分科会日本語教育小委員会）より抜粋

【生活Can do】「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文
「日本語教育の参照枠」を踏まえた、A1からB1までの内容

No	言語活動	新ゴール	レベル	Can-do	生活上の行為の事例			
					大分類	中分類	小分類	事例2
1	読むこと		B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章を目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採り出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする
2	発表		B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序立てて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	症状の変化を説明する
3	読むこと		A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診療日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	開院時間を確認する
4	やり取り		A2	電話で病院や歯医者などの予約をするとき、ゆつくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診療理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	予約を申し込む

【学習時間の目安】

自立した言語使用者（B1程度）としての日本語能力の習得

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

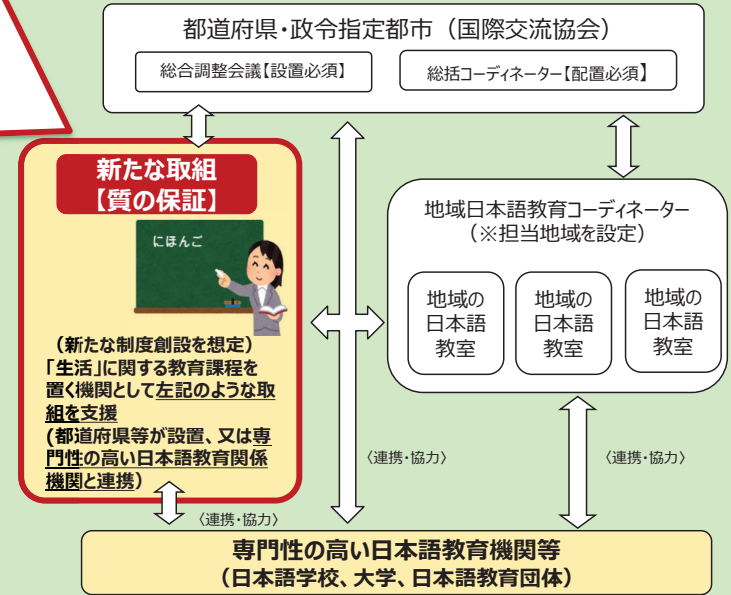
◎ 0～B1 レベルまで 350～520時間程度
(470～780単位時間程度(1単位時間45分))

<参考>
0～B2 レベルまで 700～1070時間程度
(933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

具体的な内容とイメージ図

「生活」に関する教育課程設置、または専門的な日本語教育機関との連携による、「生活Can do」を用いた質の高い日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の実施



令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

第1次募集 合計48団体

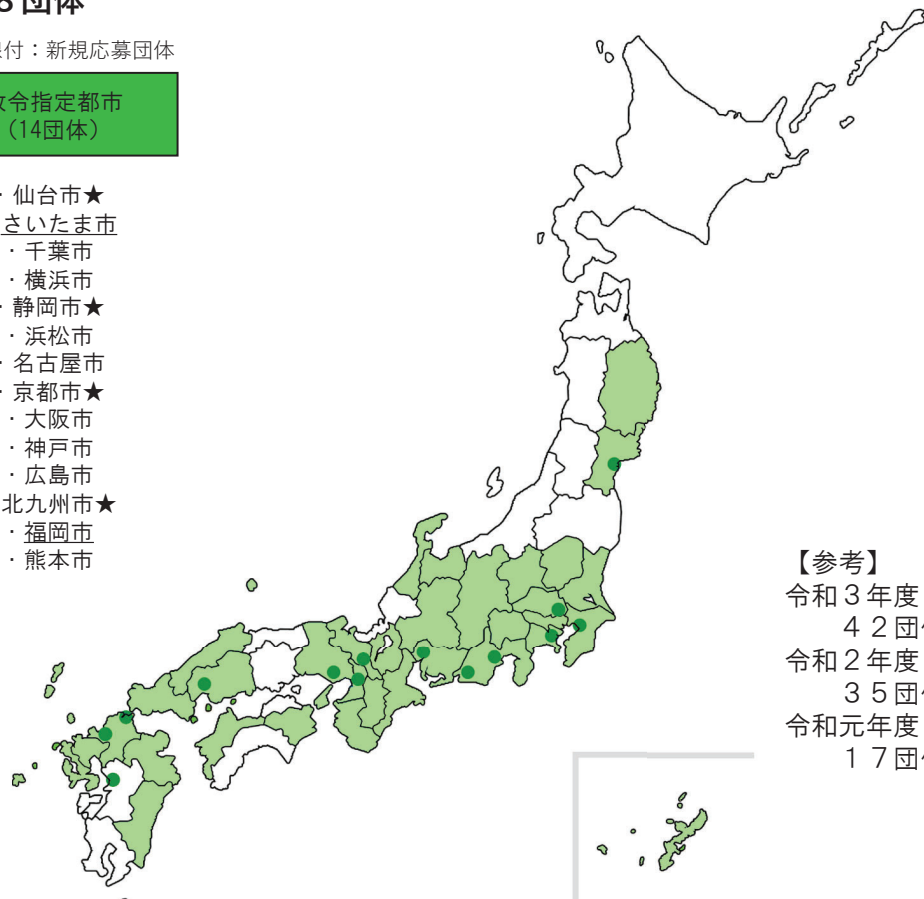
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(34団体)

政令指定都市
(14団体)

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

令和3年度 実施団体 42団体
令和2年度 実施団体 35団体
令和元年度 実施団体 17団体

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度予算額（案）14百万円
（前年度予算額 25百万円）



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくく、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR：Common European Framework of Reference For Language）を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



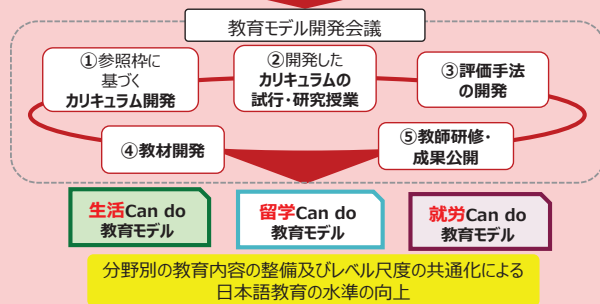
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



アウトプット（活動目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度予算額（案）250百万円
（前年度予算額 201百万円）



背景・課題

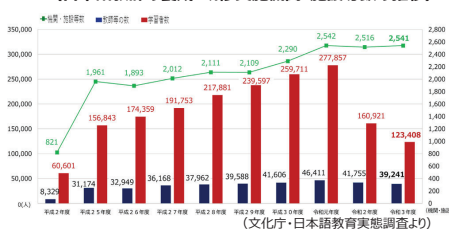
外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改定版・平成31年3月）において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師候補に資する取組を時限的に実施。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域ニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約1,000万円（令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定）

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」（令和元年～令和4年実施）を終了し、新たに実施（15百万円）



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円（174百万円）

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）
 - ⑧主任日本語教師
 - ⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：1箇所×約2,000万円（令和5年から開始に着手し法施行後4年間実施予定）
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」（15百万円）（令和元年～令和4年実施）を終了し、新たに実施



アウトプット（活動目標）

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

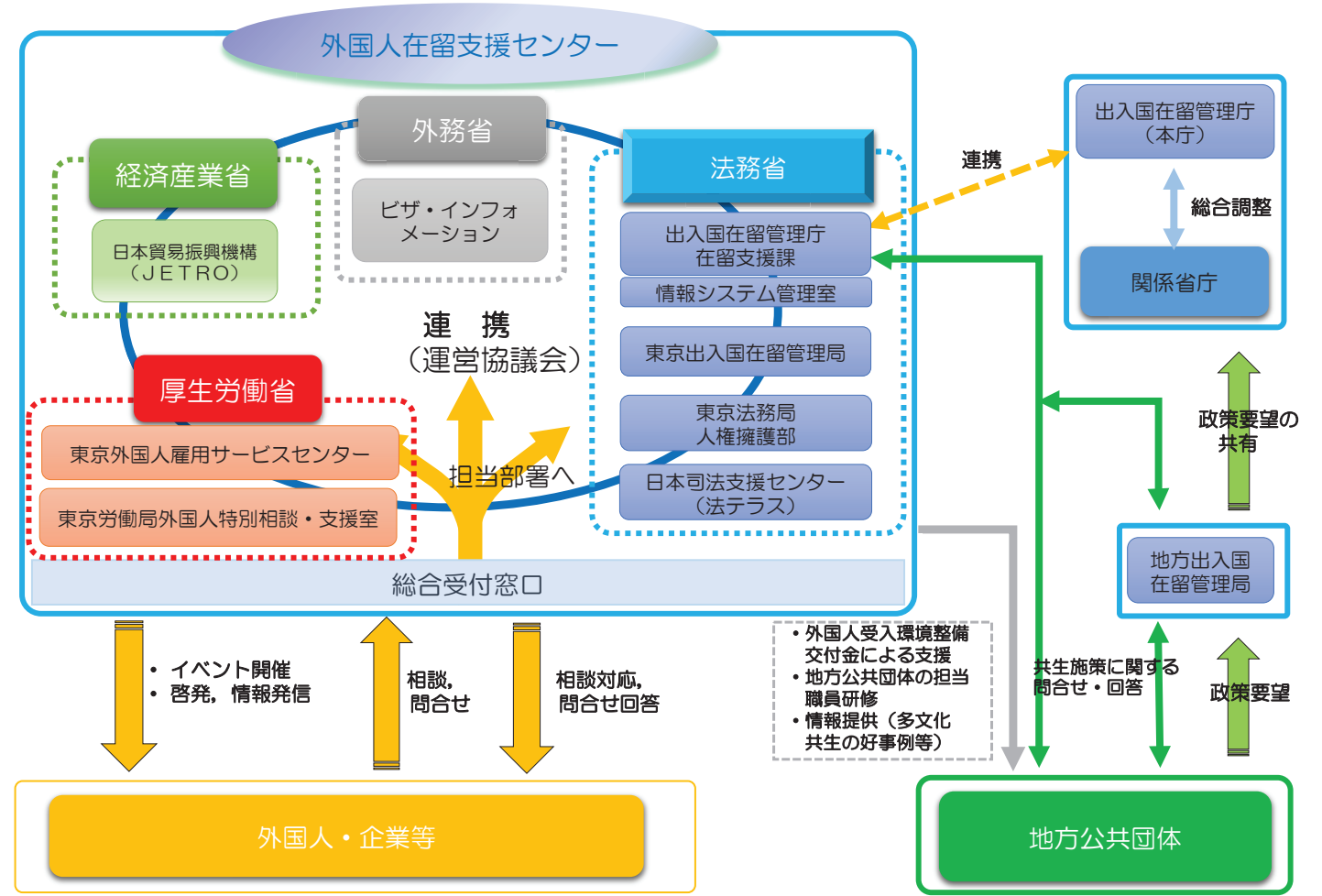
アウトカム（成果目標）

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

外国人在留支援センターについて（法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省）



外国人在留支援センター 対応業務		
担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供（多文化共生の好事例等） 政府の共生施策に関する問合せ	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
情報システム管理室	出入国在留管理庁（本庁）が保有する在留外国人等の出入（帰）国記録及び 外国人登録原票の開示請求等の窓口 出入国管理システムの運用・管理	外国人，日本人 —
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	外国人，日本人，企業， 学校
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談，人権侵犯事件の調査 人権等に関する人権啓発活動（講演会等の開催，人権啓発冊子等の配布等）	外国人，日本人 外国人，日本人，学校， 企業等
日本司法支援センター （テラス）	外国人向け法的サポート	外国人
外務省 ビザ・インフォメーション	査証相談（査証の申請に係る一般的な各種相談）	外国人，日本人，学校， 企業
厚生労働省 東京外国人雇用 サービスセンター	職業相談・職業紹介（留学生，高度人材等） 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会，就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人，企業
東京労働局外国人 特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人，企業 企業
経済産業省 日本貿易振興機構 （JETRO）	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業

在留外国人のための一元的な窓口の設置・運営支援（出入国在留管理庁）

令和4年度予算 11億円

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

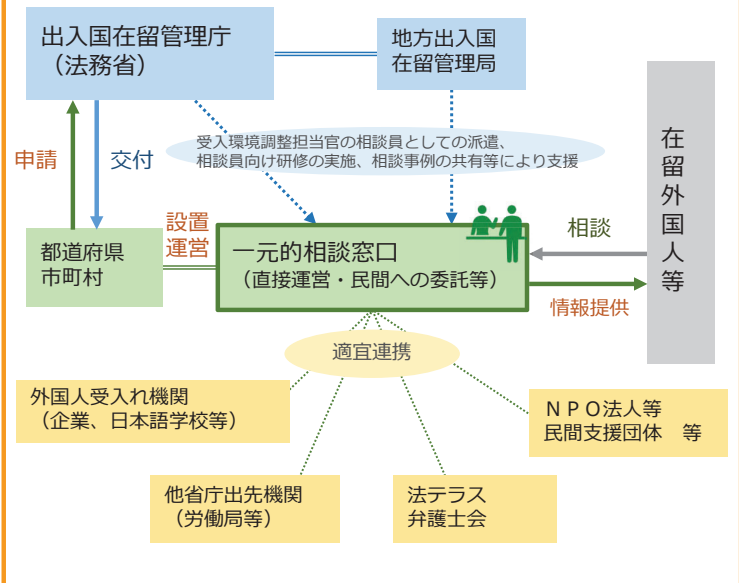
区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

■ 令和4年度の主な変更点

- ・交付金事業の要件緩和（取扱要領1（3））
- 相談者の利益になると認められる場合は、交付金事業実施者が自ら行う有料事業への勧誘を可能とするもの

事業スキーム



（参考）一元相談窓口設置・運営ハンドブック

一元相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックを令和3年11月に発行しました。

一元相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359743.pdf>



ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制

機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

■ 外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細かな就職支援を行う

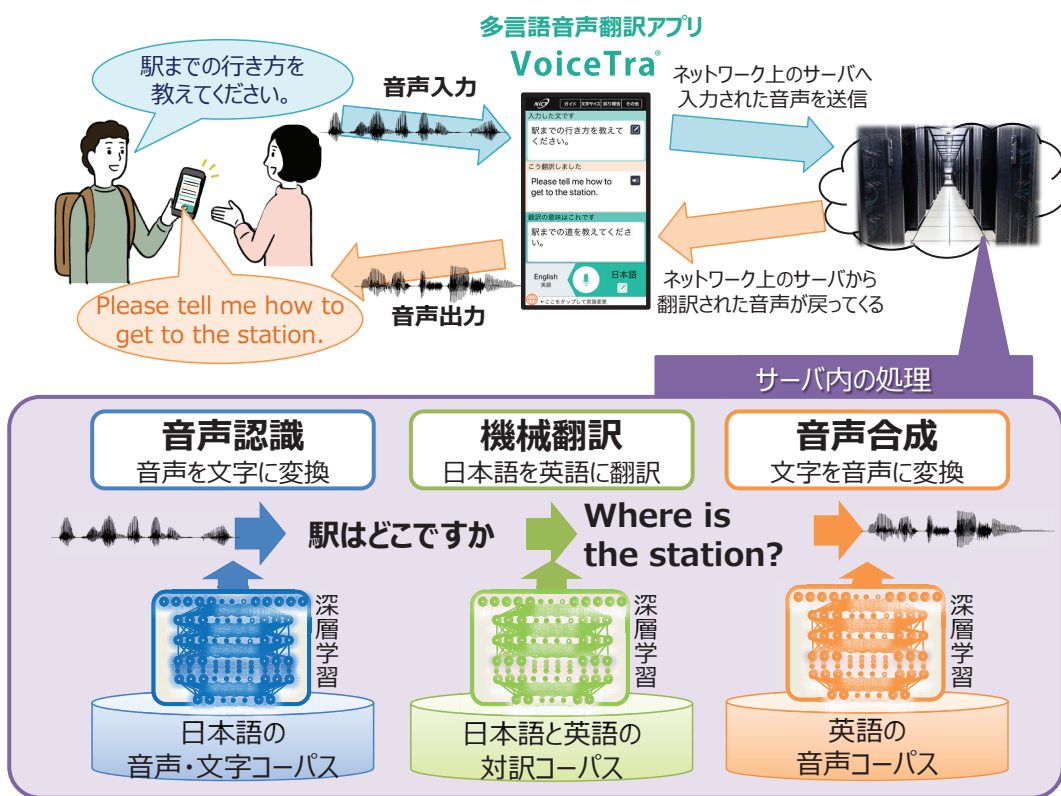
■ 外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 140拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員による就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

総務省・NICTにおける多言語翻訳技術の研究開発

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・ノウハウ等を蓄積。
- 訪日・在留対応を想定した**12言語**について、AI技術活用により**実用レベルの翻訳精度**(TOEIC900点相当)を実現。



対応言語(31言語)

重点対応言語 (実用レベル)

訪日・在留外国人対応を想定した**12言語**

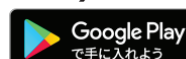
日本語	ベトナム語
英語	ミャンマー語
中国語	フランス語
韓国語	スペイン語
タイ語	ブラジルポルトガル語
インドネシア語	フィリピン語

クメール語 ネパール語 モンゴル語
(研究開発を通じて2024年度までに重点化予定)

アラビア語 イタリア語 ドイツ語
ヒンディ語 ロシア語
(令和3年度補正予算により2022年度末を目途に重点化)

ウクライナ語
ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ



(業務利用の場合は民間サービスを検討ください。)

NICT翻訳技術を活用した主な民間サービスの普及状況

これまでの研究開発成果により、重点12言語(※)で実用レベルの翻訳精度。NICTから技術移転した民間サービスの実用化・普及も進展。

※ 日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、スペイン語、フランス語、フィリピン語、ブラジルポルトガル語

(音声翻訳)



(テキスト翻訳)



音声翻訳サービス

●「POCKETALK S」
ポケットーク(株)



●「eTalk5みらいPFモデル」
RemoSpace(株)



●「どこでも翻訳」
(株) フィット



●「VoiceBiz」
凸版印刷(株)



●「対面ホンヤク」
パナソニックコネクト(株)



●「医療通訳タブレット
MELON」
コニカミノルタ(株)



●「ポケットークアプリ版」
ポケットーク(株)



●「mimi音声翻訳
powered by NICT」
Fairy Devices(株)



●「Fairy I/O Tumbler T-01」
Fairy Devices(株)



●「ハイブリッド式
多言語通訳サービス
KOTOBAL」
コニカミノルタ(株)



●「ポケットーク字幕」
ポケットーク(株)



●「BRIDGE(native.heart)」
(株) BRICK's



●「FUJITSU 多言語音声翻訳ソリューション
TRISY」
富士通Japan(株)



●「はなして翻訳」
(株) NTTドコモ



●「SmaLingualシリーズ
多言語音声翻訳サービス」
(株) IP DREAM,
スマートカルチャーゲートウェイ(株)



●「eTalk5APP みらいPFモデル」
RemoSpace(株)



テキスト翻訳サービス

●「XMAT」
(株) 川村インターナショナル



●「みんなの自動翻訳@KI(商用版)」
(株) 川村インターナショナル



●「T-tact AN-ZIN」
(株) 十印



●「COTOHA Translator」
NTTコミュニケーションズ(株)



●「DOCCAI翻訳」
東芝デジタル
ソリューションズ(株)



●「製薬業界向け翻訳サービス
PharmaTra」
凸版印刷(株)



●「ProTranslator」
日本特許翻訳(株)



●「Zinrai Translation Service」
富士通(株)



●「ATOM KNOWLEDGE」
丸星(株) (CMCグループ)



●「Mirai Translator」
(株) みらい翻訳

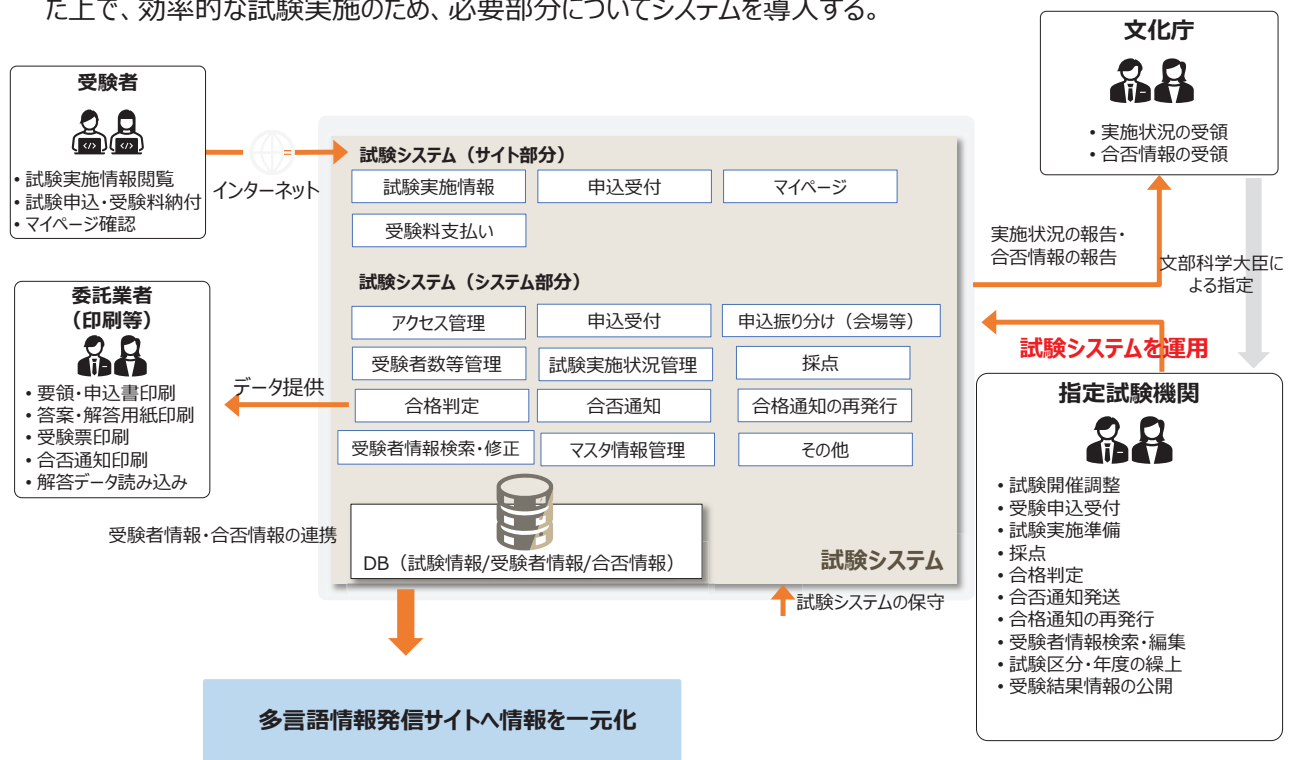


●「ヤラクゼン」
八業(株)



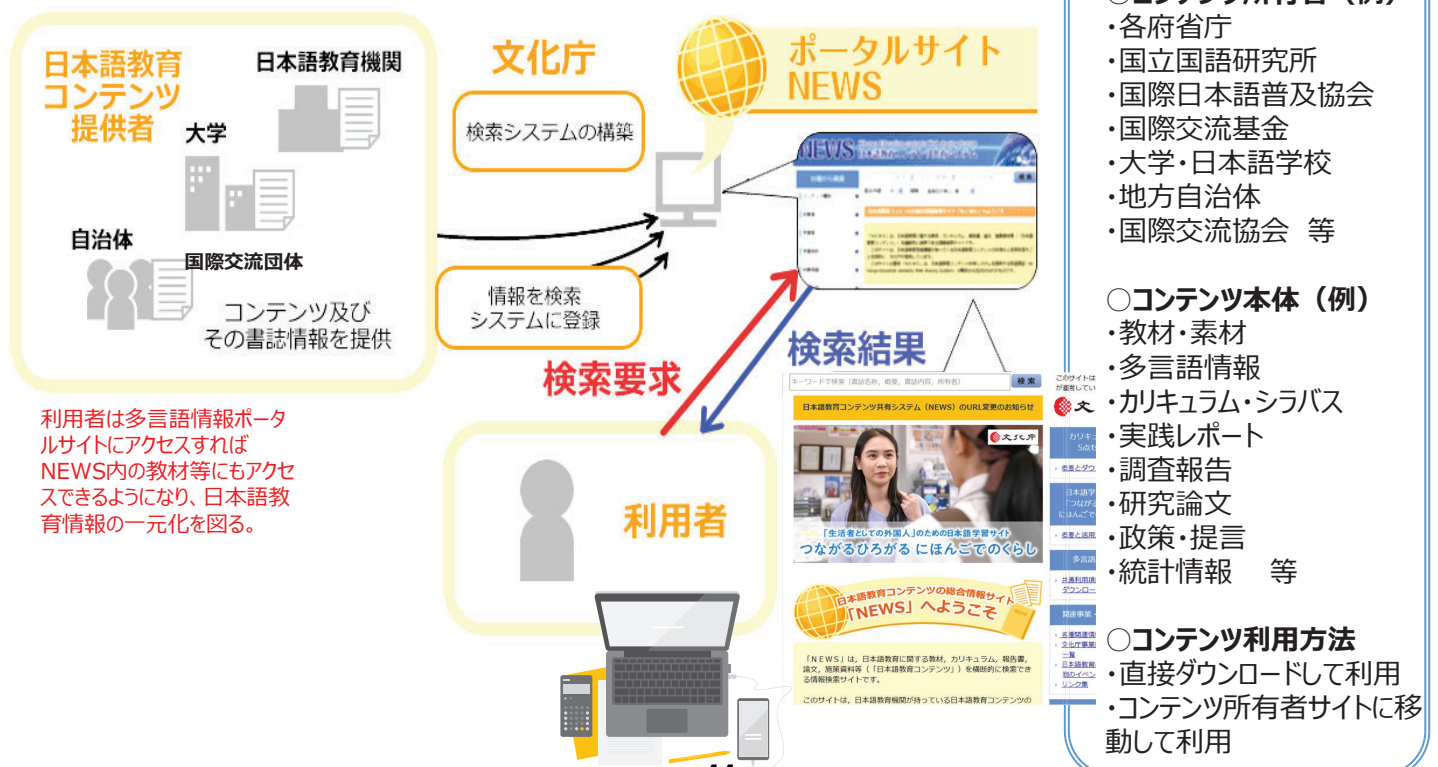
Ⅱ 日本語教師の資格試験システム イメージ

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



（参考）日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）を公開・運用。



外国人生活支援ポータルサイトについて（出入国在留管理庁）

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。

・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト（言語を選ぶ）

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



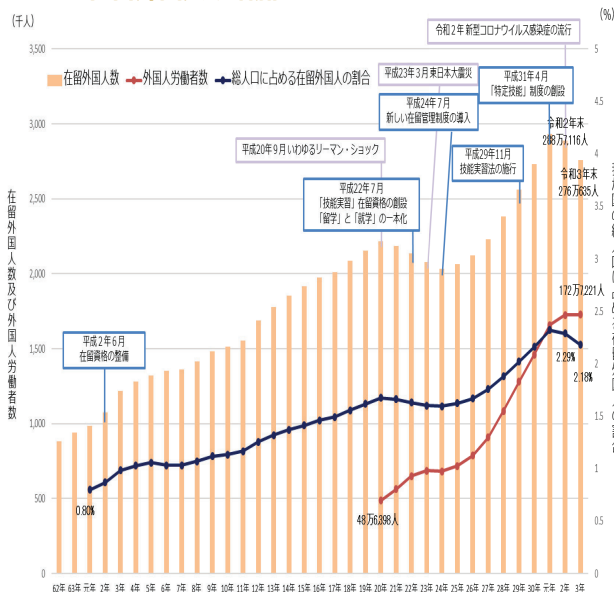
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

1 基本的な考え方

外国人の在留状況

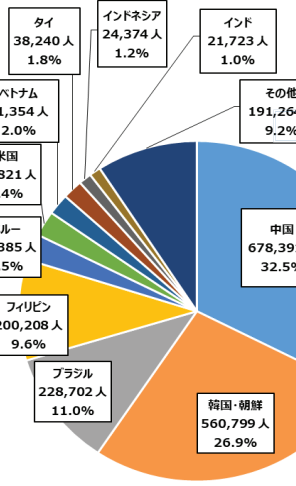
◎在留外国人の増加



◎出身国籍・地域の多様化

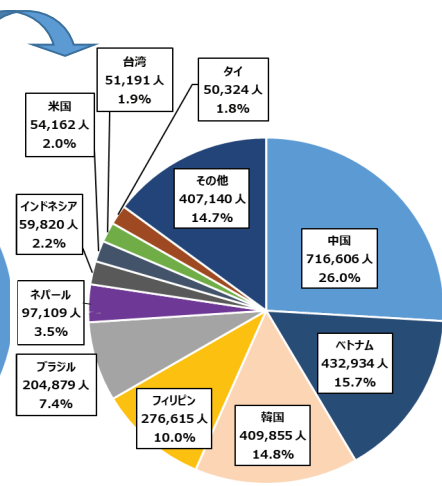
平成22（2010）年末

外国人登録者数：208万7,261人



令和3（2021）年末

在留外国人数：276万635人



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第12回) について(令和4年6月14日)

議長:

内閣官房長官、法務大臣

構成員:

経済再生担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長、デジタル大臣 総務大臣、外務大臣、財務大臣、**文部科学大臣**、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

○松野官房長官 ご発言(抜粋)

※官邸HP掲載議事録より

各種施策の中でも、日本語教育環境の整備は特に重要な施策であります。**日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度及び日本語教師の新たな資格制度に関する法案の速やかな国会提出に向け、準備を加速化**するとともに、**日本語教育機関における教育内容・方法などの標準化について検討を進める**ほか、小・中・高等学校等における日本語指導の充実を図るなど、日本語教育環境の整備を進めてください。

○末松文部科学大臣 ご発言(抜粋)

特に、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上を図るため、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育モデルの開発・普及とともに、**日本語教育機関の認定制度や日本語を教える教師の資格を定める新たな法案の提出に向けて、法務省などの関係省庁と連携しつつ、詳細な制度設計について有識者会議で議論**を進めてまいります。